

令和7年余市町議会第2回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 3時09分

○招 集 年 月 日

令和7年6月23日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和7年6月23日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	中 井 寿 夫
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	10番	伊 藤 正 明
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	阿 部 弘 亨
福 祉 課 長	大 森 直 也
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	枝 村 潤
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	荒 井 拓之介
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	後 藤 将 人
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 令和 7 年度余市町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余市町議会第 2 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 6 件、報告 3 件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 11 番、茅根議員、議席番号 13 番、ジャストミートあたる議員、議席番号 14 番、大物議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6 番（庄 巖龍君） 令和 7 年余市町議会第 2 回定例会開催に当たり、6 月 20 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして

私のほうからご報告申し上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員といたしまして渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 6 件、報告 3 件、一般質問は 6 名によります 10 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より 6 月 25 日までの 3 日間と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略をさせていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 1 号 令和 7 年度余市町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、一般質問、6 名による 10 件です。

日程第 5、議案第 2 号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 6、議案第 3 号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 7、議案第 4 号 余市町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 8、議案第 5 号 余市町の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 9、議案第 6 号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくこと

に決しました。

日程第10、報告第1号 繰越明許費繰越計算書については、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第48期（令和6年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第14期（令和6年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件があると同っておりますので、それらの案件が提出された時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から25日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から25日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、絹野選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員会に関する一般質問の際に出席願うことになっておりますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関

係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、5月26日、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会並びに北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の総会が開催され、総会終了後、後志総合開発期成会と合同による要請が実施され、あわせて、5月30日、後志総合開発期成会による道段階、6月6日には中央段階の要請行動が実施され、お手元に配付の内容のとおり要請いたしてまいりましたので、ご報告申し上げます。

次に、6月10日、札幌市において北海道町村議会議長会の第76回定期総会が開催され、会務報告の承認、各地区管内議長会提出案件の採択等を行った後、お手元に配付の決議を採択し、終了したことをご報告申し上げます。さらに、同日後志町村議会議長会臨時総会が開催され、令和6年度の事業報告並びに歳入歳出決算認定についてそれぞれ承認し、終了いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合はご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算

(第1号)について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和6年度の歳入歳出確定に伴い、翌年度へ繰り越すべき一般財源を差し引いた令和7年度への繰越金が3億6,320万1,105円と確定したことから、法令に基づく財政調整基金への積立金と国の令和7年度予備費により増額されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するお米購入支援助成金事業、国の補助採択を受けて実施する再生可能エネルギー導入調査事業に係る関連経費の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容につきまして歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とJアラート受信機更新委託料、法改正に伴う参議院議員選挙に係る投開票所管理者及び立会人報酬の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、障害者福祉システム改修委託料、介護施設等環境改善事業補助金の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、資源物分別収集運搬処理委託料の補正計上を行ったものであります。

労働費におきましては、新規就業支援助成金の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額5億8,896万9,000円を既定予算に追加した予算総額は113億8,896万9,000円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算(第1号)につきましてはその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長(高田幸樹君) 議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算(第1号)。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,896万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,896万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお願いします。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額5億96万6,000円、内訳といたしまして12節委託料63万9,000円につきましては、町有地に関する地積測量図作成委託料の補正計上と24節積立金5億32万7,000円につきましては、決算剰余金のうち法令に基づく財政調整基金積立金1億9,000万円のほか、寄附による余市町ふるさと応援寄附金基金積立金3億1,032万7,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額4,602万2,000円につきましては、再生可能エネルギー導入調査事業に関しまして先進地視察に係る8節旅費30万円と12節委託料4,572万2,000円の補正計上でございます。

11目防災対策費、補正額806万3,000円、12節委託料806万3,000円につきましては、Jアラート受信機更新委託料の補正計上でございます。

13目物価高騰対策事業費、補正額2,379万5,000円につきましては、国の令和7年度予備費にて措置されます物価高騰対応重点支援地方創生臨

時交付金を活用して実施いたしますお米購入支援助成金事業に係る補正計上でございます。内訳といたしまして、3節職員手当から11節役務費につきましては、事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金1,920万円につきましては、お米購入支援助成金の補正計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額130万1,000円、1節報酬から4節共済費につきましては、国の法改正により戸籍の記載事項に振り仮名が追加されることに伴いまして事務補助としての会計年度任用職員採用に係る人件費の補正計上でございます。

2款総務費、4項選挙費、2目参議院議員選挙費、補正額15万9,000円につきましては、国の法改正により投開票に係る各管理者及び立会人報酬の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目心身障害者対策費、補正額162万3,000円、12節委託料162万3,000円につきましては、国の制度改正に伴う障害者福祉システム改修委託料の補正計上でございます。

10目介護保険費、補正額119万9,000円、18節負担金補助及び交付金119万9,000円につきましては、介護施設等環境改善事業補助金の補正計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額464万1,000円、12節委託料464万1,000円につきましては、資源物分別収集運搬処理委託料の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。5款労働費、1項労働諸費、2目援護対策費、補正額100万円、18節負担金補助及び交付金100万円につきましては、新規就業支援助成金の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、2目中央公民館総務費、補正額10万円、17節備品購入費10万円につきましては、寄附に伴います備品購入費の補正計上でございます。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額10万円、18節負担金補助及び交付金10万円につきましては、寄附に伴います余市町スポーツ少年団本部事業費補助金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額5,945万4,000円、1節総務費国庫補助金5,945万4,000円につきましては、内訳といたしまして社会保障・税番号制度システム整備費補助金130万1,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,213万1,000円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金4,602万2,000円の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額161万円、1節社会福祉費国庫補助金161万円につきましては、障害者総合支援事業費補助金81万1,000円と介護施設等環境改善事業補助金79万9,000円の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、6目労働費道補助金、補正額75万円、1節労働費道補助金75万円につきましては、移住支援金事業補助金の補正計上でございます。

16款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額15万9,000円、4節参議院議員選挙費委託金15万9,000円につきましては、参議院議員選挙費委託金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額3億1,032万7,000円、1節総務費寄附金3億1,032万7,000円につきましては、1万5,563件の余市町ふるさと応援寄附金3億1,032万7,000円の補正計上でございます。

3目教育費寄附金、補正額20万円、1節教育費寄附金20万円につきましては、社会教育振興寄附金といたしまして大川女性会様からの10万円と原田英子様からの10万円の補正計上でございます。

いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

次のページをお開き願います。19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額583万2,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金583万2,000円につきましては、お米購入支援助成金事業の実施に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2億263万7,000円、1節繰越金2億263万7,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、9目総務債、補正額800万円、1節総務債800万円につきましては、Jアラート受信機更新事業に伴う防災情報通信設備整備事業債の補正計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。上段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債事業の追加でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明申し上げます。1、追加、起債の目的、防災情報通信設備整備事業債、限度額800万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、償還期限、据置期間を含め30年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。償還財源、一般歳入金、その他、起債の借入については借入先の融資条件による。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） 4ページ、歳出、13目18節負担金補助及び交付金、お米購入支援助成金1,920万円と、このようになっております。これは、この件につきましては去る6月13日、総務産建常任委員会におきまして、私この総務産建常任委員会に所属しておりまして、その中でいろいろ多々意見がございました。しかしながら、この提出者であり、執行権をお持ちである、あえてこの本会議の場で、当日町長がご出席がままならなかったものでございますから、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

昨今非常にお米に対する全国の報道等によりますと、スーパーにお米がない、あるいは備蓄米の放出等々がございまして、その中においても政府としましては1か月、月ごとにどんどん出していくということでございますけれども、2025年の新米が出回るまでには7月まで時間がかかるということで、そのようなことを考えたときに、私の考えではお米をやはり主食とする私どもにおいて、町の例えば財政の規律の中で足りない分に、町民に負担していただいているお金にそのお金を回すとかいうことよりも、お米券ということで2,000円、あるいはこれをクーポン券にするという考え方もあろうかと思います、クーポン券で。しかし、クーポン券にした場合、以前にも余市町におかれましてはコロナ禍においてクーポン券という考え方もありましたが、クーポン券で2,000円を配布すると、あつてはならないことでございますけれども、例えば自分の衣服だとか、お子さんをお持ちのご家庭であれば、あつてはならないことでございますけれども、嗜好品、極端な話お酒を買ったりとか、そういったものに消費をされる。よって、これはあくまで昨今の事情を鑑みたときに、執行権をお持ちの町長におきましてはお米券、

この2,000円を配布することによって各家庭の、潤沢なるとまでは申し上げませんが、2,000円のお米券を配布することによってまた収入の部分、ほかの部分で回せるわけです。あくまでやはりお米券ということに限定をすることによって消費を喚起するということで私は理解したのでございますけれども、町長が物価高騰の中でも特に昨今の事情を含めましてお米券ということに絞られて、クーポンというふうに考えられた、そのご見解をお示しをいただきたいと、かように思いますので、ご答弁のほうよろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

本件は、米国関税に起因する物価高に対する国の物価高騰対策の地方創生の交付金が各全国の自治体に配られるものですから、それを可及的早く国民に行き渡らせるということがこの補助金の趣旨でして、いろいろな支援メニューがありますけれども、基本的に事業者や個人に行き渡らせるように使うというようなことが推奨されている補助金であります。このような中で、昨今話題になっておりますとおり、やはり主食である米が高いという話がございまして、余市町としてもこの部分について全世帯に行き渡るような支援をしようというのが基本的な趣旨であります。もちろんお米以外にも庄議員おっしゃるとおりいろいろなものに使えるようなクーポンにするですとか水道代とか、いろいろな議論はありましたけれども、もちろんほかのものに使えるようだったら、庄議員も指摘のとおり嗜好品だとか生活以外の部分に使われることもありますし、水道費でしたら全世帯に行き渡らなかつたり、事務が煩雑になった場合スピード感が遅れるということで、それぞれ比較考慮した結果、お米クーポンを配布するというところにいたしました。一方で、もちろん世の中でも言われているとおり、既存のお米券であれば、例えば500円発行したとしても500円分買えなかつたり

というようなこともあります。その点は余市町が独自に発行することによってきちんと額面どおり、1世帯2,000円というささいというか、ちょっと少額な支援にはなってしまうかもしれませんが、少しでも生活者の支援をしたいというような思いでクーポンを発行することにした次第でございます。

○6番（庄 巖龍君） 先ほども申し上げましたとおり、新米が出てくるのが7月ということでございます。報道等によりますと、新米が刈り出して、なおかつこれからまた刈りますよという、どうも青田買いまでが始まっているという状況でございます。今町長の答弁をお聞きいたしまして、このお米券、先ほど申しましたことの繰り返しにはなりますが、クーポン券という選択肢もあったということでございますけれども、あくまでお米券ということでクーポンを出すことによってより町民の身近な食生活に関するとおりの支援に当たるというふうに私も考えておりますので、迅速なるクーポンの発行、また町民に行き渡るようなことを関係部署を通して速やかに実行に移していただきたいと、かような状況でございますが、見解がございましたらよろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

町といたしましても補助金に来て、そんなに莫大な額の補助金 came わけではありませんが、できる限り迅速に町民の皆様の生活に行き届くような使い方をするというような思いを持って、我々スタッフ一同頑張っているということなので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） では、質問させていただきます。

まず、2款の1項の5目の12節、再エネ委託料なのですが、これどういった内容なのでしょう。これ4,500万円という結構な額が計上されておりますけれども、この内容をちょっと詳しく知り

たいと。

そして、15款の2項の1目の1節、エネルギー転換とありますが、歳入です。歳出の再エネ委託料のためなのかなと。文言が違っているのですけれども、これ額が似通っているのです、こちらにまんま計上されているのかということをお聞きしたい。

それと、先ほどの2款1項の13目の10節、物価高騰対策事業費なのですけれども、特定財源、これふるさと納税だと思うのですけれども、一般財源と額が一緒なのは、必要な約1,200万円を2で単純に割ったのか、それとも歳入の補正額である583万2,000円を基準に一般財源持ってきたのかというところがちょっと知りたい。どこに原点があるのかということを知りたいです。

それと、総務産建で配られた資料4の中にクーポン券の割引額が1,902万円となっているのですけれども、こっちは何か1,920万円となっていて、この差は何でしょうかということです。

それと、2款、財産管理費の財政調整基金積立金に1億9,000万円とありますが、今現在積立金は合計幾らになっているのかなというのがちょっと知りたいです。

物価高騰対策事業費なのですが、お米券、これ今庄議員とのやり取り聞いていてちょっと思ったのですけれども、お米の需要を喚起する、お米、クーポン券というのは需要を喚起するものなのです。例えばコロナ禍だったときには、旅行事業が駄目だったと。だから、旅行に対して補助金出したり、2,000円の還付チケットを出したりして、そういうことで喚起すると。今お米の需要は最大限強いのではないのでしょうか。そこにさらにクーポン券発行してお米の需要を喚起すると、さらに値段はつり上がるのではないかと僕は思うのです。なので、クーポン券は、これは無駄が多いなと。意味もなさない。だったら、水道料金減免のほうが私は効果があると。先ほど手間かかると町

長おっしゃったのですが、水道課の後藤課長に聞いたら、コロナ禍のときに一回減免しているのです。このときにシステム改修に百何十万円かけて……

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

水道料金については、ただいまの議案第1号について議案提案されておりませんので、議題外でありますので、それには十分考慮の上……

○13番（ジャストミートあたる君） いやいや、町長水道料金と言いました、今。

○議長（藤野博三君） 議題にありませんので、それには十分考慮した上で、議題外に当たる発言はできませんので、よろしく願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 物価高騰対策ですから、水道料金も入ります。

○議長（藤野博三君） 議案に提案されていないものは質疑できませんので、その辺は十分心得て質疑してください。

○13番（ジャストミートあたる君） クーポンよりも水道料金のほうが良いということ言っているわけで、なのでシステムが、先ほど町長は時間がかかると、水道料金は、言っていたのですが、コロナ禍のときにもう既にシステム改修はされているので、そういうことはないでしょうということです、議長。よろしいですか。そういうことです。なので、物価高騰対策に水道料金も入る。ならば、クーポンよりも水道料金のほうが良いのではなからうかということです。それに対して町長のご意見をいただきたい。お願いします。

○議長（藤野博三君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、ジャストミートあたる議員に対する答弁をお願いいたします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 答弁調整のため貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁いたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の再生可能エネルギー導入調査委託料についてですが、これは今回何をするのかということで、今回行おうとしている事業の一つは余市町再生可能エネルギー導入推進エリア中核施設への再生可能エネルギー導入可能性調査及び導入に係る具体的な設備等の設計とシミュレーションの実施、もう一つはJ R余市駅周辺エリアへの再生可能エネルギーの導入に向けた調査、検討の実施となっております。

2点目、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金について、こちらの財源、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金4,602万2,000円につきましては、議員ご指摘のとおり先ほどの再生可能エネルギー導入調査委託料、それと普通旅費、この足した金額に充当しております。

3点目、お米購入支援助成金の金額に関しましてですが、1,920万円が正しいということになりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に財政課のほうから答弁させていただきますたく存じます。

まず、1点目、2款1項4目財産管理費の財政調整基金積立金1億9,000万円積み立てた後でどの程度の金額になるのかというようなご質問でございます。これにつきましては、今現在7年度末、この1億9,000万円を積み立てさせていただいて、7年度末の予定になりますけれども、8億1,700万円程度になろうかと思います。

続きまして、2款1項13目物価高騰対策事業費のその他財源と一般財源の数字が、金額が同額ですけれどもというお話でございましたが、こちらにつきましては総事業費2,379万5,000円、物価高騰から国からいただける臨時交付金というのが1,213万1,000円で、差引きの金額につきまして50%ずつふるさと基金からの繰入金と一般財源とで充当させていただいた次第でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○総合政策部長（橋端良平君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

お米購入支援助成金事業についての水道料金の軽減のほう有效果があるのではないかとということとお米の需要を喚起してどうするのだというようなご指摘かと思います。まず、1点目でございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましており、水道料金の減免というものにつきましても選択肢の一つではございました。ただ、このたびの事業の趣旨といいますのは、物価高騰下における家庭の経済的負担の軽減という中で、僅かなというような答弁を町長のほうからさせていただきましたけれども、まず経済的な負担の軽減を図ること、そしてせっかく家庭の負担を軽減した軽減額ができれば地域内で循環してほしいということで、地域内限定のお米券を配布するものでございます。

そして、お米の需要を喚起してどうするのかということで、今現在確かに需要が高まっているということはあろうかと思いますけれども、お米といいますのは我が国日本にとってとても大切なものでございます。ですので、今の米価が適切なのかどうかということは議論あるところでございますけれども、やはり高過ぎても困りますし、安過ぎても困るということでございますので、我々は主食である重要な食料、お米を消費することによって日本国、そして農業を下支えしていく、そう

いう必要があるかと思って実施する事業でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 町長の見解も最後に伺ったと思うのですが、答弁をお願いします。

○議長（藤野博三君） 最後に町長の答弁を求めていますので、町長、答弁よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

一般質問と同じ質問で、この時点でラスボス持ってきたら楽しみなくなってしまうかもしれませんが、いいのですか。先ほど部長からも答弁しましたが、いろいろな選択肢がある中で水道料金がどうだという話ですが、もちろん水道料金はうちの事務でいじれる部分かと思うではないですか。しかし、システム改修とかで契約をしなければいけないので、それでまず時間がかかるのです。前回コロナのときにやったのは、株式会社HBAというところと契約して、データの改修とか、そういうのをやるのです。その契約の手続とかで時間がかかったりもしますし、あとは世帯数見ても1,000世帯ぐらい水道のほうが少ないです。そういうのも考慮して、ジャストミートあたる議員の考え方ももちろんあります。水道料金を減らすのがいいのではないかと。様々な選択肢の中で今回はもちろんお米が非常に高騰で、皆さん困っているという話もあって、お米にしたというような帰結といいますか、議論の流れでこういう結論に達したということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） お話伺って、物価高騰対策以外は了承しました。ありがとうございます。

お楽しみをちょっと前倒ししてしまうのですけれども、やっぱり僕も投資やっていて、高いところ、

高くなったものに対して追い銭こくというのはなかなか、追っかけている、費用対効果悪いわけです。水道料金というのは、変わっていないわけですが、基本料金も変わっていないし、使用料も変わっていないというわけで、安いところに現在の価値であるお金を突っ込んだほうが費用対効果がでかい。なので、何で高いところに行くのか。今お米というのがネットでもメディアでも持ち上げられて、ブームになっているから、そこにお金投入すれば、言わば執行部の仕事した感があるのではないかという思惑、そして宣伝効果もありますから、執行部は町民のためにやっていると、仕事しているというのをアピールできます。そういった面でクーポンというのは効果ありますけれども、やっぱり減免、減税、それから現金給付、クーポンとって、費用対効果はこの順番で成り立っております。町長もご存じだと思うのですけれども、言わばお米とクーポンというのは一種のポピュリズムに特化しているような政策に思えるのです。なので、やはりここは一旦これを引き下げて、水道料金減免にしたほうが、先ほどシステム改修にお金がかかると言ったのですが、コロナのときにもたしか一括減免するのにシステム改修やっているそうです。コロナでは、それが何のためにシステム改修したのかと、一括減免できるのに。後藤課長ともいろいろお話しさせてもらって、そういったことはできるというふうに聞いています、システム改修なしで。そこは確認がもう一回必要なのだろと思いますが、それにゆうパック使うらしいのですけれども、通信運搬費400万円とあります。しかしながら、私ホームページ上で同じような状態で調べたら600万円ぐらいかかるそうで、これ何で200万円ぐらい安いのかなというのも気になって、ちょっと安いなと。どういった理由で安くなっているのかも知りたい。

それから、先ほど言った1,920万円が正しいのなら、これはこの補正予算の議案第1号の額が間違

っているということによろしいのですね。これが確認と……

(何事か声あり)

ちよっとごめんなさい。執行部に聞いているので。最終的にこうなったのか、こっちが間違っているのかというのがちょっと知りたいです。

あと、ゆうパック使うということは、国交省が日本郵便、飲酒問題、点呼記録改ざん10万2,000件とあって、6月中にも運搬許可取消しということが行われます。トラック、バンタイプ2,500台、これ確定です。軽自動車タイプの小型バンが予定としては3万2,000台の、ほぼほぼ郵政事業に対して、郵便事業に対して足かせになると。こういうことが予定されているのに9,500世帯にクーポン配ることができるのか、ゆうパックでという、こういった僕の不安もありますが、そこのところお答えいただきたい。

○政策推進課長(荒井拓之介君) 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきます。

ゆうパックのまず料金の関係なのでですけども、議員お話しのとおり、ゆうパック、全国一律で料金が決まっているところではございますが、このたび私ども郵便局に対してこういう事業を考えているのですよということで配布の方法ですとか、そういった場合実際配るのが実施可能かどうかについて確認作業を事前に進めさせていただいております。その中で、ゆうパックをこの料金で郵便局がやってくれるというお話をお伺いしたところでございます。配達についても問題なく実施可能だというお話をお伺いしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、金額のお話ですけども、繰り返しの答弁になりますけれども、1,920万円が正しい金額となりますので、こちらのほうもご理解願いますようよろしくお願いいたします。

○13番(ジャストミートあたる君) ゆうパック、

これいつ聞いたのでしょうか。これニュースで郵便局の問題になったのがつい最近だと思うのですが、聞いたのはいつになるのでしょうか。大体いつぐらいなのか。前回聞いたら、国から5月27日に通達があって、6月に話合いがあって、1週間ぐらいでこのクーポン券決まったというふうなお話を以前聞いたのですが、この間にこの問題が出てきて、郵便局の運搬に問題が出るのではなかろうかということが行われたのですが、これいつ安くなるようなお話しされたのでしょうか。飲酒問題が起こる前なのか、それとも後なのかということをお聞きしたいと思います。

あと、水道料金のほうが私はいいと思うので、そっちのほうにさせていただきたいと思います。これ町長にお伺いしたいのです。これ考え直すような、今現時点では考え直して、水道料金にしようかなという思いはありますでしょうか。

○政策推進課長(荒井拓之介君) 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきます。

郵便局にいつ頃確認したかということなのですが、時期的には郵便の事業、ニュースが出た後か出る前かこの場ではちょっと確認できないのですけれども、その後、ニュースとか出た後も郵便局のほうには確認しておりますので、再度郵便局に確認して、大丈夫だというお話をいただいておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○町長(齊藤啓輔君) 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ジャストミートあたる議員からの提案については、建設的な提案だというふうに受け止めていますが、今回についてはこれで制度設計をしていますので、今回についてはお米クーポンでいくということでございます。

○10番(伊藤正明君) 今回の補正予算に関しま

して数点質問させていただきます。

資料の5ページに4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、12節委託料に関して、資源物分別収集運搬処理委託料として464万1,000円が補正計上されておりますが、この件について質問させていただきます。昨年度も全く同様の内容にて補正がなされております。2年連続の補正ということになります。2年連続で補正せざるを得なかった事態についてどのような見解をお持ちかまずお聞かせ願いたい。

次に、昨年は同一の款項目節であるから、第一清掃公社の予算未消化分を充て、表面的な補正金額を減少させての補正であったという事例が発生しておりますが、まさか今回はそのような会計処理は実施していないというふうに思いますが、実態をお聞かせ願いたい。

資源物分別収集運搬処理委託料の令和7年度の予算はいかほどか、また今回の補正で最終的に幾らになるのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、今回の随意契約の締結に当たって町側が予算を策定し、相対で先方とのすり合わせを、交渉の中で契約金額を決定しているというふうに考えますが、係数の積み上げがどのようになされているのか。最低限決算書を徴求した中で決算分析を行い、町と先方との一致点を見いだしていくといった作業はなされているのかお聞かせ願いたい。以前担当課にヒアリングを行った際には、決算書の徴求はしていないので、難しいとお話がありました。要するに徴求に法的裏づけがないから仕方がないのだということで、そのときは了解はしたのですが、ここまで町と先方において差異が生じ、2年連続の補正となると、そうはいってられない部分があるのではないのかなというふうに非常に強く感じます。その中でここにきて指名願が出されているということを聞き及び、としたならば当然決算書の添付がなされていると思料するわけですから、随契においても特に

透明性と納得性が求められるということだと思いますので、この件についての見解をお聞かせ願いたい。

取りあえず以上3点お聞かせください。

○環境対策課長（佐々木大介君） 10番、伊藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の2年連続での補正になったという部分の経過、要因でございます。予算策定時、当初我々環境対策課では議会からのご提言や町内の一般廃棄物収集運搬許可業者との意見交換会を行いながら組織強化、リスク分散、委託業務の透明性を踏まえまして、当初プラスチック製容器包装類と5品目の収集に分けて発注することとしたところでございます。理由といたしましては、プラスチック製容器包装類と5品目の収集箇所が同一箇所ということで、万が一不測の事態があった場合に対応できると考えたものでございます。そういった中で、リスク分散を図ることを方針としまして、今年度10月から分離発注をしたいというところでございます。一方で、新たに業務を分けることと1年間の業務発生から半年間の業務の部分で発注になることから、設計経費が上がることで、さらには昨今の物価高騰による人件費の上昇などから、現行予算に不足が生じたものでございます。安定的な収集体制確保のためにご理解をいただきたいと存じます。

次に、補正前の金額でございますが、金額については9,942万1,000円と今回ご提案する補正額464万1,000円を合わせまして1億406万2,000円が必要になるものでございます。

次に、随意契約の部分で決算書の確認という部分でございますが、決算書の確認については担当課、環境対策課では、北後志リサイクル協同組合は随意契約をしてございます。委託業務を受託している業者にすぎなく、決算書を徴取する権限はないものと認識してございますので、決算書の確認は行っておりません。

また、どのような協議を行っていたかということですが、契約の相手方とは予算編成前に業務内容については協議を行ってございましたが、こちらの予算額について私どもが設計した、積算した金額を予算化しており、予算編成時ににおいて業者とは金額の協議はしてございません。

また、財政課に提出されております決算書の部分でございますが、リサイクル協同組合は競争入札参加資格申請のために決算書を添付しているものになりますので、委託業務を発注する私ども環境対策課では決算書を閲覧できる制度になっていないと認識してございますので、確認することはできないと考えてございます。

○10番（伊藤正明君） 最初の部分の2年連続で補正せざるを得なかった事態についてどのような見解をお持ちかということで質問しましたがけれども、通り一遍の答弁で、ちょっとなのですけども、昨年の12月に私が一般質問で小樽市における業者の法的な問題があって、その中で余市町も1社だけであればあのような状況が発生した場合大きなリスクになりますよねと。町民に対して安心、安全なサービスを今後も続けていくとしたならば、やはりリスク分散が必要ではないでしょうかという質問しました。そのとき町長もそれについてはよく分かるといった中で、リスク分散の方法については検討してまいりたいという答弁をされました。令和7年度の施政方針の中でも、町長はリスク分散に係るような内容でこれについての制度変更をしていきたいというふうに述べられており、結果、私3月の予算委員会で質問したときに担当課のほうではリスク分散ということを考慮した中で、取りあえず半年間は今までと同じ状況でやりますと。ただ、10月以降は新しい制度を構築した中でいろいろな業者が参入して、リスク分散が図られるような方式を取りますということが明言されました。そういう中で、当然のことながらも半年分とか基本的な、ベーシックな部分の予

算が多少上がるという認識はなかったのですか。普通はその辺を含めた中での予算編成をされているはずだというふうに思いますが、それらについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

さらに、次は決算書の問題ですけれども、担当課は徴求する権限がないという見解でありますけれども、随契という中でお互いに数字をぶつけ合ってやっていくにはやはり納得性が担保されなくてはいけないということであったとしたならば、当然最低限の資料としてそれを見ながら、徴求しながら進めていくという考え方、進め方があっていいと思うのですが、その辺についての見解を再度お願いします。

○環境対策課長（佐々木大介君） 10番、伊藤議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

委託料が上がる認識はなかったのか、金額が上がる認識がなかったのかということでございます。繰り返しの答弁になりますが、予算の策定当初担当課においては積算した金額を予算計上してございまして、人件費については北海道労務単価を参考に積算してございますが、労務単価が上昇しているなど社会情勢による人件費や物価高騰が想像以上に高騰したというところでございまして、予算額に不足が生じたものでございます。高騰した人件費などしっかり確保することにより事業者にも事業に支障を来さないように考えてございます。上昇した人件費の上昇率でございまして、北海道労務単価では昨年度から今年度にかけて約5%程度上がってございまして、作業員1人当たりも人件費が約900円程度上がってございます。こういった部分で不足が生じたということでございます。ご指摘いただきました件については、私ども真摯に捉えまして、反省して、今後におきまして予算編成時に各業者とも意見交換を踏まえながら適切な委託料の積算に努めてまいりたいと考えてございます。

あと、決算書の部分についてでございますが、

担当課としまして、繰り返しの答弁になりますが、リサイクル協同組合、随契をしている業者になりまして、決算書を徴取する権限がないというところでございますが、ご指摘いただいた部分も含めましてきちんと適正に業務を遂行していきたいと思っております。

○10番（伊藤正明君） 苦しい答弁をされて、非常によく分かります。そういった答弁しかできないのだろうなということも分かりますけれども、やはり随意契約というのは、私も以前から随契の問題についてはいろいろな場面で質問してきました。今回の問題については、これは随意契約をせざるを得ない事業だということについても十分理解しております。法律に基づいた随契をしているということも理解しております。ただ、言えることは契約内容の数字の突き合わせ等についてやはり明快なバックデータを取りながら先方との折衝をしていくということが必要かというふうに思いますので、最低限決算書を実際見ながらどうこうといったような折衝はあつてしかるべきかなと、私はそのように思います。今後については、そういった数字に裏打ちされた交渉を進めていくということを強く申し上げたいというふうに思います。

この資源物の処理問題につきましては、10月からは5品目とプラを分けてそれぞれの事業体に云々という、そういったことを考えているというお話でございますが、それについても今の段階では計画の段階で、なかなかそのとおり進むことができるのかといったようなことはまだ流動的な部分があるかというふうに思います。それで、非常にごみ処理というか、ごみ収集の問題については難しい部分があるかというふうに思いますので、いかがでしょうか。このごみ処理全体の問題を町民やそういった部分での専門家や、そういった人たちの意見を聞きながら、今後どのような処理をしていくのかということをトータルとして、

全体的なスキームづくりのための例えば検討委員会を立ち上げて、ゼロからチェックし直しするといったようなことがあってもいいのかなと。実際にほかの自治体ではそのような委員会を立ち上げて、ごみ処理問題をどうする、こうするというようなことで進めているところもあります。

最後に、町長に今私が申し述べた件についての見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

このリサイクルの問題は、去年もそうですけれども、非常に重要な論点でありまして、一つは伊藤議員おっしゃるとおり、安定的な収集体制を確保する上では町内にある全ての一般廃棄物収集運搬業者が加盟する形で、例えば除雪のように地区ごとにやるとか、そういう安定的な方法を構築するのが一番安定的に必要な方法であるかと思います。現在随意契約、これ何年にもわたりリサイクル協同組合とやっていますが、現在の方法はもちろん安定性の観点からもそうですし、というのもリサイクル協同組合は全社が加盟しているわけではないのです。もし仮にこれが全社が加盟しているのであれば随意契約であったとしても安定的な運用が達成できるので、安定性も公平性も確保していると言えるわけですが、何年にもわたり1社とみなした、1社の会社とだけ随意契約をしているという非常に不適切な状況であるというふうに私は現状は認識しているわけです。なので、それを変えるべく、担当もそうですし、いろいろな模索をしているというのが現状のところなんです。10月からそれぞれの許可業者が参入する形で入札するということを担当のほうで言っていますが、仮にこれまたリサイクル協同組合だけが取った場合は結局状態は変わらなくなって、安定性の観点からは今までと変わらないのではないかなというような状態は生じるということが論点としてあるわけです。なので、私もいろいろな自治体の事例調

べていますけれども、例えば恵庭とかでも町民ですとか有識者が参加する形でどのような収集体制がいいのかというような有識者会議というか、諮問委員会みたいなもの立ち上げている自治体もありますので、ご指摘の点は非常に示唆に富むというか、非常に有意義な指摘だと思いますので、いかにリサイクルの廃棄物の収集体制を安定的かつ公平に進めていくかという観点からご指摘の体制も、有識者委員会、検討委員会も設立、設置するというようなものも含めてきちんと前に動かしていきたいと思う非常に凝り固まった論点ですので、この点は何とか解消していきたいなというふうには思っています。

○2番（尾森加奈恵君） では、4ページの2款1項総務管理費の5目企画費、12節委託料4,572万2,000円、再生可能エネルギー導入調査委託料について、こちらは委員会でも質疑させていただいたのですが、確認も含めて再度お伺いします。

委員会の中では、北海道信用金庫余市支店ビルを余市町再生可能エネルギー導入推進エリアの中核施設として再生可能エネルギー導入可能調査及び導入に係る具体的な設備等の設計、シミュレーションを実施すること、北海道信用金庫余市支店を中核施設として選定した理由は令和5年度のアンケート結果によるものという説明がありました。昨年令和6年6月に再生可能エネルギー導入調査委託料4,225万1,000円の補正があり、余市町再生可能エネルギー導入推進エリア基本構想の策定をするという説明を受けていたのですが、今年度の再生可能エネルギー導入調査はこの基本構想に沿って実施するものだとは私は認識をしたのですが、これを前提にちょっと3つ質問させていただきたいのですが、まず1点目ですが、余市町再生可能エネルギー導入推進エリア基本構想の策定はいつ完了したのか。

2点目は、今回の再生可能エネルギー導入調査はこの基本構想に基づいて実施されるものなの

か。

そして、3点目なのですが、8節の旅費30万円、こちら昨年も6月の補正で同じように30万円旅費ということになっていまして、今年は視察をするということで先ほど説明がありましたが、誰がどこを視察するのか、決まっている範囲、お答えできる範囲でお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきます。

1点目の基本構想はいつ完了したかということなのですが、令和7年3月末ということになります。

2点目、今回のものは基本構想に基づいて実施なのかという点につきましては、お見込みのとおりでございます。

3点目、視察につきましてですが、誰がどこにということなのですが、これは政策推進課の職員が行くことになると思うのですが、行く場所についてはいまだ決まっておりませんが、今回、地中熱の調査をするということで、今回補正が通りましたらちょっと経済産業局のほうにお話しして、先進地どういうところがあるかというのを聞きして、視察したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（尾森加奈恵君） 1点目は令和7年3月末に完了ということでしたが、こちらは町民に公開されているのか、こちら再度お伺いします。

2点目については、この基本構想に基づいて今回の調査を行うということで承知しました。

3点目についても先進地視察ということで、これから決めていく。地熱の視察をされるということで、こちらは承知しました。

1点目のこの基本構想が公開されているのか、この点について答弁をお願いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議

員の再度の質問に答弁させていただきます。

こちらにつきましては、公開はしておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○2番（尾森加奈恵君） 公開していないということなのですが、今後公開する予定はあるのか、もし公開しないのであればしない理由をお伺いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

こちらの基本構想の中には現在営業中の北海道信用金庫の図面も入っているものですから、金融機関ということで、こちらのほうは公開することができないと考えておりますので、そういった面も含めましてこちらのほう公開しておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 政策推進課長、声ちっちゃくて何言っているか分からないのです。もっとはっきりお願いします。今最後の答弁も何言っているかちょっと分からなかったもので、よろしくお願いします。

○議長（藤野博三君） 荒井政策推進課長に申し上げます。

聞き取れない議員がいらっしゃるようなので、少し声を大きく、皆さん聞こえるように発言していただければと思います。もう一度答弁お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 同じ答弁をさせていただきます。

2番、尾森議員の再度の質問に答弁させていただきます。こちらの基本構想につきましては、現在営業中の金融機関、北海道信用金庫余市支店の図面も含まれているものですから、防犯面も含めて公開しておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○14番（大物 翔君） 私から2つ、今都度話題になっております4ページの再生可能エネルギーの話とお米の話それぞれしたいのですがけれども、再生可能エネルギーのほうはちょっと素朴な疑問なので、ほとんど確認程度なのですがけれども、先ほど尾森議員もお話ししていましたけれども、せんだっての委員会でこの話は出ていました。ああ、そうなのだねというのを感じた一方で、先ほどの質疑の中でも出ていましたけれども、民間の建物を一応重要な核としてという話で、それはいいのだけれども、問題はあの建物というのがなかなか築年数が経過している物件なものですから、期は公民館とほぼ同い年ぐらいだと。ただ、しっかり直しているの、見た感じはビッシューなのですが、肝腎要の躯体構造があとどのぐらいもつのかなというのがやや心配だったのです。というのも、ではせっかく調査した結果ここに導入をしようとなった際に入れてあげる部材よりも建物のほうが万が一早い時期に年数を迎えてしまうようであれば、少々もったいないことにもなりかねないという懸念が一つあるものですから、その辺りのバランスはうまく組みながら、今回の基礎になる計画をつくって、補正予算の提案という形までちゃんと持ってこれているのかなというのが心配なので、確認をしたいというのが1つと、もう一つはお米の助成の話だったのですがけれども、これ私も委員会のほうで私なりに当時はこういうふうにしたらどうだいという提案はしましたがけれども、ちょっと手続上の関係がある、煩雑になってしまうし、やっぱり費用かかるものだからというお話あったと思うのです。それはそれで分かるのです。この分野は非常に、その話をやり取りしてから10日間たったわけですがけれども、情勢の進展がちょっと目まぐるしい分野なものですから、じっくり自分なりに考え直して、今改めて聞くのですがけれども、この支援というのは主眼というのは誰にあるのだという点を確認したいので

す。今回は約9,500世帯、ほぼ全世帯にやるのだということまでは分かるのです。ただし、家族構成全く違いますよね。だけれども、独り住まいだろうが10人住まいだろうが備蓄米で約5キロ相当、2,000円でいくのだと。それも一つの公平だと思うのです。ただ、片や例えば高齢2人暮らしであれば5キロであれば大分もつだろうと。逆に5人、6人いる家族だと2週間もたないのです、5キロだと。その人、その人の食べ具合にもよるとは思うのですけれども、だからこれまで物価高騰対策ということでいろいろな政策を予算つけてやってきて、そのたびにそのときは今回は重点はここに置くのだ、今回はここに置くのだというふうにずっとやってきたと思うのです。今回の主眼というのは何なのかなというのを改めて教えていただきたい。お願いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきます。

北海道信用金庫のお話が出ましたが、こちら昭和55年に建設された建物であります、平成25年には外壁などの大規模改修も行われております。さらには、昨年度耐震劣化度調査を実施済みで、今後の活用に関してはある程度の改修があれば問題なく長期にわたり使うことができるという調査結果が出ておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、2点目のお米クーポン券の主眼でございますが、あくまでもこちらに関しましては幅広く住民の方に実施できる施策ということで、このたびの物価高騰の影響が各家庭に及んでいる中ですが、幅広くスピーディーに、かつお米の高騰が各家庭に与えている影響を踏まえて今回全世帯に対してお米の購入を支援する事業とさせていただいているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○14番（大物 翔君） エネルギーの分野は分かりました。ただ、心配なのは、今後の違う事業と

の兼ね合い、いい意味で影響が出ればいいのですが、けれども、ちょっと気になるころではあるのですが、分かりました。

次に、お米のことだったのですが、今回の主眼としては幅広くと。それは分かるのです。改めて消費状況とかを考えたときに、またここ1週間だけでももうすぐ新米の時期が近づいてきたのだけれどもということいろいろな報道も出ていて、ずっと見てみると、これは私のあくまで感覚ですけれども、恐らくお米においては先高観が強いだろうと。恐らく今後の秋においても急にお米の生産量増えるわけではないので、なるのだろうと。だから、頂いてすぐぱっと使ってしまうというよりは、場合によっては温存される可能性もあるのだろうと、そういう長い目で見てあげる必要もこれあるのではないのかなと考えた場合に、一方で国から出していただいたお金が1,200万円しかなくて、これ何をすればいいのだよと言いたくなる気持ちもきっと担当者としてはあったと思うのです。それで、プラス事務経費等々含めて五百数十万円ふるさと納税のお金を拠出して、乗付けて、やるのだと。それは分かるのです。ただ、冒頭でも申し上げましたけれども、およそ9,500世帯相当が今回対象になるものですから、では人数で計算をし直した場合にうちの町で大体1万6,000人台の人口いるわけです。では、単純に1人5キロ相当という計算で、2,000円だったとした場合という前提ですけれども、でやれば大体3,600万円相当ぐらいあればほぼ全員分を供給することって可能だよなど。国はお金それ以上出してくれないのだけれども、こういう緊急事態で、なおかつお米をちゃんとみんなにしっかり食べてもらいたくて、家計支援もしたくて、なおかつ幅広くとなると、ここは我が町の金蔵をいよいよ開けるべきときではないのかなと思うので、場合によってはこれちょっと修正したほうがいいのではないのかなと。それが本当の公平なのではないかなと私は思うの

です。でも、今回はそういう判断をなさらなかったと、いわれはあったとしても。それはなぜなのですかということを伺いたい。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきます。

昨今の物価高騰の影響がやっぱり及んでいる中ですが、迅速性を持って対応させていただきたいということ、もう一つは先ほど議員おっしゃったとおり、交付金の交付額が1,213万1,000円と過去の交付金に比べてもかなり少ない状態でございます。仮にこれを現金給付するとした場合、人口1人当たりだと約700円程度、1世帯当たりだと約1,300円程度ということで、非常に財源が限られていることがやはり問題となっております。今回限られた財源の中でやらせていただきたいということで、今回お米事業を選択させていただきましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○14番（大物 翔君） 担当者の苦しみというのは何となく感じ取れる部分はあるのですが、だからそれはそのとおりなのだけれども、だから誰のために支援やるのだという話なのです。だから、国から来た分、相当額でとにかく終わらせるのですというのが目的ならその考え方でいいと思うのです。ではなくて、本当にお金ないのだと。予算も組めないのだというような状態なら分かるのだけれども、でも今回結局国から来る分ではちょっと足らぬから、ふるさと応援寄附金とか出すわけではないですか。私これの大本の制度にも問題があるというふうにも言っているけれども、ただありがたくいただいたお金に関しては有効に使わなければいけないという立場は常に申し上げていると思うのです。ある種地域に暮らす人を救済するという大事な視点でいけば、これは十分大義名分が立つだろうと。どうしてそこに手を出さなかったのだいということを聞いたのですが、一部出しているけれども。もう一声か

けてあげれば、私が今言ったようなものは、クーポンを印刷して発送する手間はそんな変わらないはずなのですから、1枚か2枚になるかの話なのですから、だから全くできない話ではない、しかしやらなかった、それはなぜなのかというのを改めて聞いて、終わりたいと思います。

○総合政策部長（橋端良平君） 14番、大物議員の再度のご質問でございます。ご指摘については理解はするところでございますけれども、繰り返しの答弁になりますけれども、限られた財源、そしてその中で最大限の効果を生むということが我々の使命でございますので、予算組めるのだから幾らでもと、青天井というわけにはいきませんので、今回はスピード感、そして公平性という観点の中でこの金額が妥当、正当であろうということで提案させていただいておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「反対討論」の声あり）

討論がありますので、これより討論を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 議案第1号に対して反対討論をしたいと思います。

まず、クーポンは無駄が多いです。ゆうパックや郵便代、それから印刷代、それから職員さんの事務の手間、そして小売の手間、そして都度都度入金をしなければいけないわけですから、持ってきて。これだけ入って、だからこれだけ返さなければい

けないという入金の手間、全部要らぬ手間なのです。コロナ禍において水道料金減免がされて、システム改修ができているということで、事務負担が一番少ないのはやっぱり水道料金減免なのです。これ一括で減免できるので、公平性もあれば、システムも改修済みなので、非常に高効率だということになります。これ皆さん米券持って買いに行くと、消費税8%ですか、取られるわけです。そして、また国庫に入っていくわけです。となると、合計で郵便代も含めて200万円ほど国庫に消費税として返っていくと。しかしながら水道料金を減免して、それを補填するとなれば消費税はかからない。浮いたお金で何か買ってくださいのほう自由度は高いし、医療費にそれを全部使えば、浮いたお金を全部使えばこれ消費税ゼロになるわけです。つまり2,300万円満額町民のためになる。これが水道料金を僕が推す、減免を推す理由でございます。先ほども言ったとおり、減免、減税、その後現金給付、その下にクーポン、減免、減税のほうが一番効率がいい。その次に現金給付、クーポンが一番悪い言い方すれば愚策ということになります。

そして、日本郵便は飲酒問題、点呼記録改ざんで10万2,000件、国交省、6月中にも運送許可取消しと。トラック、バンタイプ2,500台確定、軽自動車タイプ3万2,000台予定となっております。こういった面でも負担がかかるところにさらに負担をかけてどうなるものだろうかと。うまくいくのか、本当に。だって、言うではないですか。何か大丈夫ですかと聞いたら、必ず大丈夫と言うのです。結果できませんでしたと後になるのが世の常でございます。総務委員会では米販売店に恩恵なのですが、もう既に米の需要は高いわけです。米も、僕買い出しとか料理するのですけれども、米屋に行っても、生協、イオンに行っても米は潤沢にあるわけです。これ以上恩恵は要らないのではないかなと思うのです。クーポンは需要喚起に使われ

るものであって、今米は需要は高い。米だけが高値になっているわけではないです。果たして公平、公正なのか、これは。一部のところに資金が回って、そういった不公平にならないようにしなければならぬ。一方、水道料金はしばらく料金の改定はなく、インフレの影響が少ない。費用対効果はこちらが上。浮いた金額で自由に使ってもらほうが物価高騰対策としては選択の幅が広がり、米の需要をこれ以上刺激しないということになります。ゆえに、クーポンによる支援はやめるべき。自民党のこれ以上のコメスティックバイオレンスには断固として反対するべきでございます。

以上が反対討論の理由でございます。

以上、ありがとうございます。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

では、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

昼食を含め午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第4、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施しま

す。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和7年余市町議会第2回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名1、保育環境の整備と人材確保について。
安心して子供を預けられる環境は、子育て世帯にとって重要な課題です。待機児童と保留児童の問題は、保護者の就労継続に影響を及ぼすだけでなく、地域の定住促進や人口維持にも関わるため、早急な対応が求められています。以下、お伺いします。

1、現在の待機児童数と保留児童数をお伺いします。

2、待機児童と保留児童解消のためにどのような取組をしているのかお伺いします。

3、保育士の人材確保と定着を図る上で、処遇や雇用形態も重要と考えます。町立保育所における保育士の総人数とそのうち正規職員の人数についてお伺いします。

件名2、放課後児童クラブの利便性向上について。放課後児童クラブは、働く保護者の子供を支える重要な場ですが、土曜日開設の期間や頻度に制限があります。また、産休、育休中の母親の児童の利用制限も課題です。以下、お伺いします。

1、令和7年度の土曜日開設が6月から10月の隔週となっている理由をお伺いします。

2、土曜日に就労している保護者の児童をどのように支援していくのか、町の方針をお伺いします。

3、母親が産休、育休中の場合、放課後児童クラブを利用できないようですが、児童への影響に

ついて町の見解をお伺いします。

4、土曜日開設や産休、育休中の利用に関して町はどのように保護者のニーズや児童への影響を把握しており、今後どのように対応する考えかお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の保育環境についての質問に答弁いたします。

1点目の待機児童数についてですが、6月現在で6名、潜在的待機児童は6月現在で16名となっています。

2点目と3点目は関連がありますので、併せて答弁します。町立保育所における保育士の総人数についてですが、大川保育所の保育士の総人数は18人、そのうち正規職員は5名、中央保育所においては保育士の総人数16人、そのうち正規職員は6名となっています。

次に、待機児童の解消についてですが、保育士の人材が不足していることが要因と考えられ、近年は保育士の希望者が減少していることから、人材確保の一環として令和5年度より保育学科のある学校の訪問を行い、実習生の受入れを行うなど保育士確保に向けた取組を行い、今年度は2名の新規採用につながっています。今後におきましても人材確保に努めます。

次に、放課後児童クラブについての質問に答弁いたします。1点目と2点目は関連がありますので、併せて答弁します。土曜日の開設についてですが、昨年度までは6月から8月の期間に限定して実施しておりましたが、夏休み期間の延長やクラブ職員の勤務環境の改善を図る必要性が生じたことから、令和6年10月に保護者190世帯を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、88世帯から回答があり、土曜日の閉所については賛成が47.7%、反対が10.2%、分からないが42.1%という結果になりました。土曜日の利用希望については、6月から10月までの期間において特に希望

が多かったことから、令和7年度は試行的に当該期間において土曜日開設を行うこととしたものです。なお、毎週開設とした場合には、現場のクラブ職員の負担が大きくなることも考慮し、持続可能な運営体制を維持する観点から隔週開設という判断に至ったものです。

3点目の母親が産休、育休中の場合、放課後児童クラブを利用できない場合の児童への影響についてですが、本町における放課後児童クラブの利用要件につきましては、保護者のいずれもが就労している場合、疾病、障害を有している場合、または長期にわたる疾病や障害を有する同居親族の介護がある場合などとしています。放課後児童クラブは小学生を対象としています。児童が一人で過ごすことが困難な場合に生活の場を提供することを目的としており、保護者が在宅している場合には家庭において愛情を持って児童を育成していただき、家族と触れ合う時間を少しでも多く過ごすことが望ましいと考えています。このため、産休、育休中で保護者が在宅の場合には原則として利用対象外となっています。

4点目の土曜日開設や今後の対応についてですが、本町では先述のアンケート調査に加え、令和6年度の子ども・子育て支援事業計画に関するアンケートを500世帯に実施し、222世帯から回答を得ています。その中で土曜日の利用希望については利用する必要がないが81%、利用したいが19%という結果になっています。今後もこうした調査結果や保護者の皆様のニーズを踏まえつつ、児童の育成環境への影響を丁寧に把握しながら努めます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただきましたので、再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の待機児童と保留児童の人数ですが、待機児童が6月時点で6人で、保留児童数が16人ということだったのですけれども、保留児童

が非常に多いです。保育施設の利用を申請しているけれども、入所が決まっていない、この保留児童が16人ということなのですが、保留児童の保護者、待機児童の保護者もそうですけれども、育児休業の延長を余儀なくされていたりですとか、保護者が個人事業主ですとか経営者の場合は仕事に支障が出ることで収入が減少する可能性なども考えられます。このようなものをやはり早めに解消する必要があると思うのですが、調整ですとか柔軟な受入れ策についてどのように対応されているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん待機児童ですとか潜在的待機児童については希望する方全員が受け入れることができればいいのですが、やはり論点の一つとしては人材が不足していて、なかなか、余市に限らず全国的な問題でありますけれども、それによって受入れのキャパ自体はあるのだけれども、町内で人手不足がゆえに受入れをできないというところが発生しておりまして、その関係でももちろん町立の保育所での受入れを頑張ってやっではいるのだけれども、全員を吸収することができないということが論点としてあるわけでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 受入れキャパはあるけれども、人手不足、人材不足ということで受け入れられないというのが主な要因ということだったので、1問目の質問、こちらで終わらせていただいて、2問目、3問目、解消のための取組と人材についてのお話になりますので、そちらの再質問に移らせていただきます。

質問2と質問3、こちら関連があるということで一緒に答弁いただいたのですが、質問2点目の保育士不足解消のためにまず保育の学校に訪問して、今年は2名採用になったということなのですが、小樽市では市独自の処遇改善補助制度として就労定着支援補助金を創設し、市立保育所

ですとか認定こども園に勤務する常勤保育士に対して最大60万円支給しています。この取組は基金を活用した制度設計により実現されていて、人材の確保と定着に一定の成果があるということです。また、俱知安町では賃金補助ですとか勤続年数に応じた一時金の支給に加え、奨学金返済支援制度など多角的な支援を展開しまして、こちら国の交付金を活用しているのですが、国の交付金を活用しつつ待機児童ゼロに向けた施策が推進されています。こうしたほかの自治体の取組もありますので、本町においても処遇改善を通じた保育士の人材確保、定着、受皿整備を一体に進めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん余市町も他の自治体の事例は研究していますし、保育士確保のために様々な多角的な取組をやっているわけです。尾森議員もご存じのとおり、奨学金を町のほうで肩代わりするという制度ももちろんありますし、このように多角的な人材確保のための取組をやっているところでありますが、いかんせん日本全体で保育士不足ということがありますので、一般論としてですけれども、保育士として働くことが非常に働きがいがあるということ、職業的な魅力があるということに加えて、報酬も上げる、必要な報酬はもらえるというようなシステムといいますか、社会づくりをしていく必要があるというふうには考えています。

○2番（尾森加奈恵君） 確かに余市町だけではなく、これは全国的な問題ですので、仕事自体の魅力を高めて、報酬も高めていくシステムづくりが必要というのは分かるのですが、やはり本町でできることもぜひ進めていただきたいと思います。

では、こちら関連ありますので、この質問はこちらで終わりまして、3点目の保育士の人材確保と定着を図る上での正規職員の人数についての再

質問に移らせていただきます。大川保育所が保育士さん18名のうち5名が正規職員、中央保育所が保育士さん16名のうち6名が正規職員ということで答弁いただいたのですが、この人数を見ると現状では非正規職員の割合が高いように見受けられるのですが、非正規中心の体制では継続的な人材確保が難しいのではと思うのですが、正規職員の比率を高めていく考えはあるのか、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

職員の採用に関しては、町全体での採用枠が決まっていることから、その中でのやりくりになるので、一概に答弁はできないわけですが、全体のバランスを見ながらということになります。一方で、保育士の確保については、先ほどから申し上げているとおり、非常に重要な課題というふうに考えておるので、経験年数や昇給などもきちんと整えていくということが大事ですし、全体的な方針というのは必要であって、もちろん民間の幼稚園ですとか保育園もあるわけです。そこで町が果たす役割と民間が果たす役割というのをきちんと協議しながら、民業圧迫にならない形でいいスタイルでの役割分担をするというような総合的な体制構築が必要だというふうに考えられますけれども、それについては今担当のほうで鋭意関係者間で協議をして、まさに構築しているというところでもあります。

○2番（尾森加奈恵君） 職員の採用の枠は町全体で決まっているので、バランスを見ながらということで、こちらは仕方がないものなのかなと思いますが、昇給などを整えていくということで、こちらは進めていただければと思います。そして、やはり民間の保育施設との役割分担をして、それを構築していく、この作業を今まさにされているということですので、ぜひその構築をしていただきたいと思います。地域の未来を支える人材確保

の問題というのは町の将来像に直結する課題、先ほど町長も重要な課題だということで認識されているとおっしゃっていましたが、現場の声を聞いて、改善に取り組んでいただくように要望しまして、保育環境の整備と人材確保についてのこの質問は終わります。

では次に、放課後児童クラブの利便性向上について再質問させていただきます。6月から10月の隔週の理由ということでお伺いしたのですが、昨年は6月から8月であったと。そして、アンケートを行って、その結果土曜日開設に賛成したのが44.7%、そして希望の多かった時期、6月から10月は希望が多かったということで、試行的に行っているということで、こちらは承知しました。今後またアンケートなどを調査して、変更していく可能性はあるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

放課後児童クラブについても大きな論点は人材の確保、人材不足が大きな論点でありまして、これによってやはり開設の時期とかクラス数も限られてくるということでございます。利用者の利便性はもちろんですので、随時必要に応じてアンケートなど調査を行って、放課後児童クラブを使いやすいものにしていくというのが担当の考えではあります。

○2番（尾森加奈恵君） 今後も調査をして、使いやすいようにしていくということなのですが、この放課後児童クラブも先ほどの保育の質問もそうですが、やはり人材確保が問題ということで今答弁いただいたのですが、先ほど小樽の事例と倶知安町の事例、保育のほうでご紹介しましたが、倶知安町では同じ人材確保のやり方で放課後児童クラブの人材も一緒に募集して、支援していますので、ぜひそちら併せて保育士確保、人材確保していただければこちらは解消できるのではと思うのですが、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

言うのは簡単です。うちの担当も一生懸命取り組んでおりまして、もちろん人伝いに人材いませんかとか、必死になって人材の確保をしているわけでありまして。もちろんやっていないということは全くなくて、最大限利用者の利便性を高めるべく努力はしているわけですが、この保育、子育てかかわりに限らず全体的な人材不足の中、やはり人材確保というのが大きな論点でありますので、引き続き担当のほうでも鋭意取り組んでいるということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 確かに言うのは簡単で、やっていくのは本当に非常に大変で、皆さん一生懸命取り組まれていると思いますので、こちら引き続き取組を進めていただきたいと思います。

では、2点目の土曜日に就労している保護者の児童の支援について、こちらに関連があるということで一括の答弁でしたが、こちらについて再質問させていただきます。土曜日のアンケート調査の結果は、賛成と答えた人たちが44.7%いらっしゃるということなのですが、余市町は現在ガストロノミーツーリズムの推進を掲げておりまして、今後ますます観光産業の活性化が求められると思うのですが、特に土曜日ですとか休日というのは、観光業にとって繁忙期に当たります。土曜日ですとか休日に保護者が安心して働ける環境を整えるということは、町の産業振興ですとか人手不足の改善にもつながると考えるのですけれども、このような視点で土曜日の放課後児童クラブの拡充についてより積極的に検討する考えはないのか再度お伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん積極的に検討する考えはあるけれども、先ほど来申し上げているとおり、論点はやはり人手不足が問題でありまして、もちろんスタッ

フが潤沢にいて、土曜日満遍なく毎週開設できるというような体制が整っていれば全然問題ないのですが、現状の限られた人員の中で効率的にできる限り皆さんの要望に合う形で開設するためには限られた人員の中でやらなければいけないので、現在の体制が一定の妥当性があったのではないかというふうには考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 人材の点から非常に苦しく、今の制度、今の土曜日の設置の仕方が現状では取りあえずできることだということで受け止めました。ただ、今後もぜひ町の産業振興にもつながるという視点も含めて土曜日開設、人材確保ができれば検討していただきたいと思います。

では、3点目の産休、育休中の放課後児童クラブ利用についての再質問に移らせていただきます。答弁を伺うと、保護者が在宅している場合は基本的に放課後児童クラブは利用できませんという回答で、こちら条例なども確認しましたが、やはり保護者が家にいれば、在宅していれば預かれませんかよというのが基本的なルールのようなのですけれども、個人差はあると思うのですが、産休、育休中の母親の中には体調が優れない日があったり、産後間もない赤ちゃんの世話で夜も十分に眠れない状態が続いていたりすることもあると思うのです。そうした中で上の子供の宿題を見たり、遊び相手になったりすることは体力的にも時間的にも非常に難しいケースがあるのではと思います。また、産休、育休中という理由で上の子供が通っていた放課後児童クラブを利用できなくなったことで子供自身の生活リズムがまず変化します。それに加えて、交友関係の断絶、今までは学校終わったら放課後児童クラブで遊んでいた友達がいたけれども、そこを遊べなくなる。そして、外で遊びたくてもまだ一人で外には出られない年頃、小学校1年生などですとやはり親と一緒にでなければ行ける範囲というのが決まっていると思うのですが、外で遊びたくても遊べないです

とか、そのような状況で、結果として子供がストレスを抱えることにもつながりかねないのではと思うのですが、こうした上の子供、今まで放課後児童クラブを利用していたけれども、利用できなくなった子供の影響についてどのように受け止め、そして対応を考えているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

放課後児童クラブに子供が行けなくなったことに関する影響については、私は子供ではないから、分かりませんが、保護者が在宅している状況でも各家庭の事情によって、または年齢とかによって支援が必要なケースというのはもちろんあるということは理解していますし、そういう場合は柔軟に対応すべきだというふうには思っています。結局つまるところ根本的な問題は、全員受け入れるためにはやはり人が足りないわけです。なので、その論点を解消できるのであれば、より柔軟な対応が可能であると思いますけれども、現在原則できませんよと言っているのは、やはり根本にあるのは多くの利用の希望があって、親が見れる場合にはちょっとそちらを優先してみてくださいというようなことがあるというふうに思いますが、先ほども申し上げたとおり、個別具体的に状況は違ってきますから、原則だから一律駄目ということではなくて、柔軟に運用できる場面においては柔軟に運用すべき問題というふうには考えています。

○2番（尾森加奈恵君） 支援が必要なケースもあって、柔軟に運用することが必要だと考えていると答弁はいただいたのですが、保護者から見ると明確な基準が分からないのですけれども、支援が必要なケースを把握するために個別対応の基準ですとか相談の窓口ですとか、こういうケースは対応しますよというような運用事例の周知など、何かそのようなことはされているのかお伺いしま

す。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

運用事例を公開するという事は、個別具体的な話なのでないですけれども、もちろんうちの担当、皆さん親身になって相談する体制ができていて、皆さん優しく、親身になって相談するではないですか。なので、困っているときには個別具体的に担当課のほうに相談していただければいいというふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） では、困っているときは相談すると利用可能になる可能性があるということだと受け止めましたので、今後も全ての子供を受け入れることは人材不足で難しいけれども、支援が必要なケースがあればしっかり対応しますということで、こちらは承知しました。子供の心と生活の安定というのは家庭の中だけで完結できるものではなく、地域ですとか行政の支えも必要だと思いますので、ぜひ必要な支援が届く仕組みづくりを進めていただきたいと思います。

次に、4点目のニーズの把握についての再質問させていただきます。こちらは、土曜日開設や産休、育休中の利用に関してはアンケートを取られたということなのです。ニーズを踏まえて行っていくということなのですが、このようなアンケートを実施した結果ですとか、その結果がどのように反映されたかを保護者へは伝えているのか、伝える仕組みはあるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

4月に公開されている子ども・子育て計画の中でアンケート結果については公表しているということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 公開しているということで承知しました。今後もアンケートを取って、そのアンケートがどう反映されて、しっかりニーズに沿った運営がされるように進めていただきた

いと思います。

今回子育てに関する質問をさせていただきましたが、齊藤町長が保育料の無償化ですとか給食費の無償化など様々な子育て支援を進めてこられたことに感謝する声もたくさん聞いています。子供たちにとって安定した生活環境を整えることは保護者の就労支援にとどまらず、地域全体の未来を築く上でも非常に重要なことだと考えております。最後に、この点について町長のお考えをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

子育て支援に関しては、ゼロ歳から2歳までの無償化ですとか、もちろん生まれる前から生まれた後に、18歳までずっと切れ目ない支援をしているわけでございます。この点は、やはり少子高齢化が進んでいく中で、若い世代が支える高齢者の人数というのが昔は3対1だったのが1人が1人をおんぶするような形で高齢者を支援しなければいけないというような社会構造になってきているわけです。そういう意味で若い世代を子供の頃から手厚く大事に社会として育てていくことが非常に重要なことであると思っております。その点そういう意義があって、もちろん子育てに手厚過ぎるのではないかという批判も聞くことはありますけれども、社会全体を見た際、ひいては高齢者を全体で支えることになるわけですから、子育て世帯への支援というのは必要不可欠であるというふうに考えているわけです。もちろん町としては引き続き子育て支援については取り組んでまいりまし、今回の質問の内容に答えると、多様な働き方が今出てきているわけです。多様な働き方に応じた子育ての支援の在り方を積極的に模索したり、継続的に見直したりして、現場の声を政策に反映させていくことによって安心して子育てができるようなまちづくりを引き続き進めていきたいというふうに思っているわけでございます。そう

いう観点からも今回待機児童に関しては町が果たす役割、例えばですけれども、ゼロ歳、2歳だけを引き取るとか、役割分担とかも、というのもゼロ歳、2歳が一番待機児童、主にそこが待機児童なわけですから、そういう解決策も模索しながら引き続き安心した子育てができるまちづくりを進めていくということでございます。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時44分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位2番、議席番号4番、佐藤議員の発言を許します。

○4番（佐藤剛司君） 令和7年余市町議会第2回定例会におきまして、さきに通告しておりました質問をいたします。

件名、余市町内の教育、保育施設の防犯・安全対策について。近年全国各地で教育、保育施設を狙った不審者の侵入や児童生徒、教職員をも巻き込む事件、事故が発生しており、教育、保育施設の防犯対策や児童生徒の安全確保がますます重要な課題となっております。余市町でも安心して学べる教育、保育環境の整備は重要な課題であり、使命であると考えます。そこで、町内の学校、保育所を含む教育、保育施設の防犯、安全対策の現状と課題、そして今後の取組について、以下の点について伺います。

1、現状認識と取組について。町内の小中学校、保育所など各教育、保育施設における現在の防犯、安全対策の状況は、どのようになっているのか。防犯、安全対策の設備の具体的な導入状況は、どのようになっているのか。防犯訓練や避難訓練は、

どのくらいの頻度で実施しているのか、またその内容はどのようなものか。地域との安全対策の現状や警察との連携は、どのようになっているのか。過去に教育、保育施設内で発生した防犯や安全に関わる事案はあるのか。あればどのような対応をして、どのような対策をしたのか。

2、課題と改善策について。現在の防犯、安全対策において余市町として認識している課題や不足している点があるか。あるとするなら、具体的にハード面、ソフト面も併せて改善策を検討、実施しているのか。施設の老朽化に伴う防犯、安全対策面での懸念事項はあるか。あるとするなら、対策はどのように進んでいるのか。

3、今後の計画と町民への情報提供。教育、保育施設の防犯、安全対策に関して今後の具体的な計画や目標はあるのか。現在警察による地域の防犯メールや各教育、保育施設におけるメール配信やアプリで防犯、安全に関する情報は提供されているが、それ以外の情報提供の方法はあるのか。

4、予算と人材について。これらの防犯、安全対策に必要な予算は確保されているのか。今後の予算確保の見通しはどうなっているのか。防犯、安全対策を担う人材の確保や育成についてどのように考えているのか。

結びに、子供たちの命と安全を守るとは地域社会全体の責任です。教育、保育施設の防犯、安全対策は一時的なものではなく、継続的な対応をしていく必要があると考えます。余市町として積極的な取組をしていくことを期待して、以上の質問といたします。

以上、答弁よろしくお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の保育施設についての質問に答弁します。

1点目の現状認識と取組についてですが、町立保育所では児童の安全確保を優先とし、通所、退所以外は出入口を施錠、避難口の点検、散歩や外遊びでは複数職員による引率を実施しています。

防犯、安全対策の設備といたしましては、事務所にさすまたや催涙スプレーを常備しています。訓練につきましては、避難訓練が月1回、うち年2回消防との連携訓練を実施しています。また、防犯訓練については、不審者侵入時の対応マニュアルに基づき本年度は年2回の実施を計画しています。この対応マニュアルで不審者発見時から警察との連携も含まれています。過去保育所内で防犯や安全に関わる事案は生じていません。

2点目の課題と解決策についてですが、防犯対策の一環として突発的な事故や災害に遭遇した場合に日頃の訓練や計画マニュアルを緊急時に生かせるよう行動し、児童の安全確保を第一に対応します。また、施設の老朽化に伴う懸案事項ですが、日々の施設の点検や見回りを一層強化し、安全確保に努めます。

3点目の今後の計画と町民への情報提供についてですが、町立保育所では現在避難確保計画、非常災害対策計画、不審者侵入時の対応マニュアル、消防計画を策定していますが、適時見直していきます。情報提供につきましては、現在利用しているアプリでの配信を活用しつつ、その他の方法についても調査研究していきます。

4点目の予算と人材についてですが、現在防犯、安全対策に関する予算は必要に応じて計上しています。また、人材育成については、保育協議会主催の施設長セミナーや保育士キャリアアップ研修会等で研修を受け、所内研修を実施し、職員全体で防犯や安全に対する意識向上に努め、児童の安全確保に努めます。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の余市町内の教育施設の防犯、安全対策に関するご質問に答弁申し上げます。

ご質問1点目の現状認識と取組についてですが、本町における教育施設の防犯及び安全対策に

つきましては、児童生徒並びに職員の安全確保を最優先課題と捉え、現在各学校においては地域や学校の実情を踏まえて作成した危機管理マニュアルにより児童生徒の安全確保に取り組んでいるところでございます。防犯、安全対策の設備につきましては、インターホンによる来訪者の確認や扉の施錠管理を行っており、不審者侵入の事態に備え、さすまたを各学校に設置するなど必要な対策を講じているところであり、各種訓練につきましては火災や自然災害を想定した避難訓練を年2回実施し、防犯訓練につきましては学校により実施状況は異なりますが、警察署員を招いての防犯教室等を実施し、教職員が緊急時に適切な対応ができるよう継続的な指導と確認も行っているところでございます。地域、警察との連携につきましては、余市警察署と適宜情報共有を行うとともに、関係団体との協力体制の下、見守り活動や登下校時の安全確保に努めております。なお、これまで学校現場において重大事案は発生していないものと認識をしております。

2点目の課題と改善策についてですが、現時点において認識している課題といたしましては、築年数が古い学校における施設の老朽化がございしますが、更新が必要な箇所については計画的に整備を進めてまいります。

3点目の今後の計画と町民への情報提供につきましては、適宜各学校における危機管理マニュアルの見直しを図るとともに、保護者や地域と連携し、防犯意識の向上に努めてまいりたいと考えており、町民への情報提供につきましては、周辺で不審者の目撃情報等が寄せられた際には学校からの安心メールを通じて保護者への情報提供や警戒態勢の強化により被害の未然防止に努めているところでございますが、事案によっては関係機関と連携し、町の公式ラインやホームページに情報発信も必要であると考えております。

4点目の防犯、安全対策に必要な予算及び人材

につきましては、各学校からの要望において必要な予算を計上しているところであり、人材の確保、育成については教職員向けの研修受講を推奨するとともに、PTAや地域住民との連携強化を図り、持続可能な体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） では、1つずつ再質問させていただきたいと思います。

現状で防犯、安全対策設備状況を伺いましたが、防犯カメラを設置してある場所というのはあるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

保育関係は私のほうからですが、現状厚生労働省の保育所保育指針の中で防犯カメラの設置等については義務化されていないので、現状はないというふうに認識しています。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

学校現場において、現在防犯カメラは設置されておられません。

○4番（佐藤剛司君） 防犯カメラ設置されていないということで、義務化されていないのですけれども、町長としては防犯カメラというのは必要だと考えておられますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

現状ではきちんと職員のほうで対応できていると思いますので、現場の声を聞きながらになるかと思いますが、現状での必要はないというふうに認識しております。

○4番（佐藤剛司君） 教育長もあれば。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

今現在について設置はされておませんが、幸いこれまで重要な重大事案は発生しておりません。日々の管理の中でそういった対応はできるも

のと考えているところでございますが、これからそういった場合、なくてはならないのですが、必要があると、必要だというふうに捉えた場合は設置について検討してまいりたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） 現状では取りあえず重大な事件が発生していないので、今のところ必要はないのではないかという認識なのですが、こういう事態、要は危険な事態が起こり得るというのはいつ来るか分からないというのが地震とかと一緒に、それに対しての対応という部分でとても重要だと僕は思っております。あってから設置しては遅いというのは私の意見としてありまして、今各保育所にしてもある程度数が無限大にあるわけではないので、今後設置していく方向でいっていただきたいと思うのが私の認識であります。防犯カメラがあるからといって犯罪が起きないというわけではなく、ある程度抑制という部分もあると思いますので、その観点で犯罪の抑制という部分で考えた場合、町長、教育長、どのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

防犯カメラを設置する制度趣旨というのをきちんと考えて質問していただきたいと思うのですが、防犯カメラを設置することによって何らかの事案が起こった際に後で見直すのか、それとも抑止的効果なのかで全然、コストもかかりますし、違ってくるかと思いますが、抑止的効果なのであれば現在職員がいる間にきちんと子供たちの様子を見ておりますので、目の行き届かないところは想定はあまりされていないと思いますので、現場が必要であると言えればそれはもちろん声は聞きますけれども、現時点であんまり私としては想定する場面が見当たらないのではないのかなというのが現状です。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度

のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど私のほうから幸い重大事態が発生していないという部分でお話をさせていただいたのですが、議員おっしゃるとおり、重大事態が発生する前にいろいろ抑止するというのは非常に重要なことだと思っております。防犯カメラは抑止力になるという部分のご質問もございますが、他の自治体、学校の状況見て、そういった部分で非常に有効であるということであれば、検討もしてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） 誠に申し訳ないのですが、説明不足だったと思います。想定としては不審者対策、もしくは保護者対策という部分も含まれていると思うのですが、要は施設内に防犯カメラというよりかは玄関に一個でもあれば取りあえずはいいのではないかなという部分でちょっとお話ししてみました。なので、とても説明不足だったなと思います。不審者が現れて、何か入ってきたなというのが要は遠目から、例えば職員室のモニターで映っていたなら早急に対処できるのか、そういったことも考えられると思うので、その点についてどうお考えになられるかお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

玄関前に不審者がいるかどうか事務所にいながら見れるという観点では有効かもしれません。必要かどうかについては現場とも相談しつつ、必要性については検討するかというふうに思います。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきましたが、抑止という部分で有効であるということであれば、他の自治体、学校の状況を確認して、設置に向けて検討してまいりたいと、このように考えております。

○4番（佐藤剛司君） 防犯カメラについては様々な有効活用の仕方もあると思いますので、検討

していただけたらと思います。

続きまして、設備の中でさすまた、保育所のほうでは催涙スプレーがあったと聞きましたが、さすまたや催涙スプレーの使用の仕方や実際さすまたを使用した訓練などは実施されたことはあるのかどうかお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

具体的にさすまたを持って催涙スプレーを吹きかけるような訓練はやってはいないのですけれども、先ほど答弁したとおり、研修で警察とも連携しつつ職員間での情報共有は図っているということでございます。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどさすまた、全学校に設置をされているということで答弁させていただきましたが、当然マニュアルの中で、児童生徒の安全を守るということで、さすまたも有効な手段ということで教職員は認識しておりますので、実際訓練で使っているかどうかは私承知しておりませんが、当然そういったものを使うということでの意識は持っているものと考えております。

○4番（佐藤剛司君） このさすまたというのは、とても扱いが難しいものだと私は認識しております。実際さすまたを使った警察との訓練というのをもしやっていないのであれば、ぜひやっていただきたいというのが私の意見であります。このさすまたというのは、本当に一本で悪い人間を押さえつけるというのはとても難しいと私は思っておりますので、ぜひさすまた訓練というのをちょっとやっていただきたい。スプレーに関してもどの程度の距離まで届くのか各職員が理解しているのかという面も含めて、やっぱり頭の中でやるよりも実際に動いてやっていただいたほうがいいと思いますが、その点について町長、教育長、どのようにお考えになられているかお聞かせくだ

い。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど警察とも連携しながら訓練をするということなので、担当のほうで訓練内容については今後実践的な訓練、どうやれば効率的に安全確保できるのかは検討していくことになるかというふうに思います。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

不審者対応訓練としては、ある小学校で実際に警察署員を呼んで、警察署員が不審者役で児童の避難方法等確認するという訓練もやっている学校もございます。全学校ではありませんが、一部でそういった対応をしております。さすまたについては、なかなか使用は難しいというご指摘もありましたので、学校現場においてしっかり使えるように伝えていきたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） こころ辺の防犯、安全対策の設備状況を踏まえた上で実際避難訓練とか防犯訓練もなされておりますが、子供たちの安全確保というのは最重要かと思うのですが、職員の安全もやはり守っていかなければいけないというところで、職員が個別で対応しなければいけない状況になったときにどのような行動するかというのは対策マニュアルに載っているのかなとは思っているのですが、話せる範囲で内容が分かれば教えてください。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

セキュリティー上言ってしまったら悪い人たちが聞いてしまうので、それはちょっと答弁はできませんが、私も別に不審者入ってきたらさすまたで押さえつけるような行動は取るかとは思いますが。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

職員の安全確保、これは非常に重要であると私も認識をしているところでございます。教職員はまず子供たちを守るのが、それが最優先なので、前線に立って頑張ると思うのですが、マニュアルの中では組織的な対応ということで、一人では対応しないで複数人数で対応しなさいとマニュアルにも載っております。そういったことも再確認を現場にさせたいと思っております。

○4番（佐藤剛司君） 今町長と教育長の発言で大丈夫だなというのは理解できました。ありがとうございます。

過去に教育施設やらで防犯や安全に係る事案はなかったということで承知しましたが、山沿いの学校で熊が出ましたといったときの対策として、例えば熊よけスプレーみたいなものは用意されているのかお聞かせください。

○議長（藤野博三君） 山沿いということですので、教育委員会のほうから答弁いただければと思います。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

山沿いの学校、熊の被害が、出没が想定されるというのは登小学校だと思いますが、登小学校にはスプレーは設置しておりません。

○4番（佐藤剛司君） あってもいいのかなと思いますので、教育長、どうお考えでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

大変恐縮ですが、熊、学校現場は想定していると思うのですが、今現在設置されておりませんので、設置に向けて検討したいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） 最後のほうになりますが、警察とか地域の防犯メール配信アプリで防犯、安全に関する情報提供されているということなのですが、例えばアプリのない家庭、スマホがない家庭、メールが届かない家庭への情報の提供というのはどのようにされているのか、もしくはアプリ

使用率100%だから大丈夫なのか、その辺お聞かせ
願いたいのですけれども、お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に
答弁させていただきたいと思います。

アプリ入れてもらうしかないと思いますけれど
も、ない場合はアナログの電話とかで情報共有す
ることになるかというふうに思います。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度
のご質問に答弁をさせていただきます。

ご案内のとおり、安心メールというのを活用し
ております。防犯だけではなくて、様々な連絡事
項に使っておりまして、100%かどうかというの
は、すみません、答弁はできませんが、それによ
って伝達に支障があったと聞いておりませんの
で、ほぼメールを使った伝達はできているものと
考えております。

○4番（佐藤剛司君） 連絡漏れというのがなけ
れば安全上問題はないのかなと私自身は思ってお
りますので、その辺きっちりできていればよろし
いかと思います。

最後に、頭でやっぱり考えても実際体が動かな
いということは多々あるので、年数回の訓練や附
属して様々な団体と協力しつつ、子供たちの安全、
職員の安全を守る対策というのを引き続きやって
いってほしいと思ひまして、以上の質問といたし
ます。

○議長（藤野博三君） 4番、佐藤議員の発言が
終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時24分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位3番、議席番号14番、大物議員の発言
を許します。

○14番（大物 翔君） 令和7年第2回定例会に
当たり、さきに通告済みの質問2件について答弁
を求めます。よろしくお願いします。

1件目としては、子育て支援人材の処遇改善に
ついて伺います。自然環境に恵まれ、伸び伸びと
子育てができる本町だからこそ子育て環境の整備
と臨時採用の人員に大きく依存した現在の状況の
改善が急務です。放課後児童クラブの指導員や保
育士、給食調理員など子育て支援を担っている人
たちの多くが会計年度任用職員としての雇用とな
っています。また、慢性的な人材不足で運営状況
は綱渡りに近く、今は人がいるが、代わりの当て
がないなど厳しい状況にあると聞きます。子供た
ちの命と健康を預かる人々の職場環境と処遇を大
幅に改善、人員を増強し、一人の人間が無理に長
時間働かなくても現場が回るようにし、なおかつ
長年勤めてきた方については非正規ではなく、正
規化していくことに道を開くなど処遇の改善が不
可欠です。町は、子育て政策を重要な柱に据え、
子育て支援、家計支援などを通じて様々な無償化
事業を手がけてきていますが、大本となる支援を
担う方々への手当てが十分とは言えません。核家
族化、夫婦共働き率の上昇もあり、就学前の保育
や就学後の学童保育、放課後児童クラブに対する
需要は増え続けています。さらに、現状の放課後
児童クラブの条例では産休、育休中の家庭の子供
は放課後児童クラブへの参加が原則認められてお
らず、潜在的な需要も存在します。加えて、産休、
育休が明けた後スムーズに放課後児童クラブを利
用できる保証もなく、保護者は不安を感じていま
す。これらは、全て人員不足に起因します。保育
所では産休、育休中の利用が認められていること
から、放課後児童クラブについても条例を改正し、
働く環境と人員の増強を同時に改善していくこと
が必要であると考え、放課後児童クラブに力点を
置き、以下伺います。

1つ、放課後児童クラブのクラス増設に伴い指

導員を募集したが、現在の充足率はどの程度か。
また、指導員や補助員に正規職員がどの程度の割合で配置されているのか。

2つ、昨年来実施している募集チラシを見ると、ほぼ最低賃金で募集をしているが、処遇と責任が見合っていないのではないのか。

3つ、チラシにはダブルワーク可能、短時間勤務も可能とうたわれているが、現実にはそのような働き方をする方はいるのか。むしろ子供たちの成長を支える重要な担い手として、十分な処遇を提供することが必要ではないのか。

4つ、短時間勤務も可能とあるが、補助員、指導員の平均就労時間は1日平均、週平均どの程度か。

5つ、募集を打っても人が来ない状態が慢性化しているということは、何らかの需給のミスマッチが原因であると考え。その辺りの考察をどのように行っているのか。

次に、2件目として、（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業の準備書作成に向けた進捗状況について伺います。かねて申し上げているとおり、再生可能エネルギーを軸にエネルギーを賄っていくことには賛成だが、そのために貴重な自然林である国有林を破壊してまで進めるべきではなく、小規模分散で域内自給自足型に近いエネルギー体系への構築が重要であると考えています。この視点で考えると、主に町外への売電を目的に進められようとしている当該事業は問題であると考えます。（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業については23年、令和5年秋に環境影響評価方法書が公表され、現在は次の段階である環境影響評価準備書の作成に向けて各種の調査が進められており、町にも調査の種類や日時などについて事前に連絡が入っていると聞きます。ある程度の時系列でどういった内容の調査が行われているかを示してほしいのです。なぜなら、進捗も含めてあまりにも情報が開示されていないからです。また、こ

れまでの住民説明会や地域説明会のやり方を見ても、情報開示について誠実であるとは思えないのです。地域のことは地域が決める、そのために必要な情報をできるだけ周知していくことが大切と考え、以下伺います。

1つ、環境影響評価方法書公表以降、事業想定区域で行われている各種調査の概要について。

2つ、現時点で当該事業者から事業想定区域近隣地域や住民全体を対象にした説明会実施の有無について何か知らされていることはあるのかについて。

3つ、そもそもの話として、当該事業計画が完成した場合、本町にメリットはあるのかについて。
○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の子育て支援人材の処遇改善についての質問に答弁します。

1点目の放課後児童クラブ支援員についてですが、正規職員の配置はなく、会計年度任用職員を放課後児童クラブ支援員及び補助員として任用しています。また、支援員18名に対して有資格者が12名配置され、不足分は補助員で対応しています。

2点目の処遇についてですが、放課後児童クラブ支援員及び補助員の報酬については、余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、余市町会計年度任用職員の給与等の決定及び支給等に関する規則の職種別基準に定められており、保育士または教員免許保有者等については一般事務職員と比較すると優遇されています。

3点目のダブルワークと時短勤務についてですが、ダブルワークを行っている支援員が2名、補助員が3名おり、勤務時間については開設時の児童数や個々の事情により短時間勤務を選択されている補助員もいます。

4点目の補助員、支援員の平均就労時間ですが、支援員の1日平均勤務時間は5.5時間、1週間の平均勤務時間は29時間であり、補助員の日平均勤務時間は3時間、1週間の平均勤務時間は15時間と

なっています。

5点目の需給のミスマッチについてですが、募集に関してはハローワーク、町ホームページ、町公式ライン、町内大型店、コンビニなど協力のいただけたところに募集ポスターを提示し募集していますが、資格を有する支援員の応募が少ないことから、町内の有資格者に向けた周知に努めます。放課後児童クラブとしては、支援員、補助員の配置に応じ児童が安全に過ごせることを第一に考えて運営していきます。

次に、（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業の準備書作成に向けた調査の進捗についての質問に答弁します。1点目の環境影響評価方法書公表以降の各種調査の内容についてですが、河川における水質調査や動植物についての調査、風況観測など調査を実施している旨の報告を受けています。

2点目の近隣地域や住民全体を対象にした説明会実施の予定の有無についてですが、夏頃に事業想定区域近隣の区会に向け説明会を開催する予定であると伺っており、また住民全体を対象にした説明会については環境影響評価方法書と同様に準備書においても義務づけられているため、必ず開催されるものと考えます。

3点目の本町へのメリットについてですが、北海道を通じ提出した方法書、意見書において事業者に対し地域貢献策の実施を求めており、今後も本町が直接的なメリットを享受できるよう協議を進めていきます。

○14番（大物 翔君） それでは、放課後児童の話からいきたいと思います。できるだけ順番にはいきますけれども、事前に聞いて知ってはいたのですが、児童クラブは各学校にあるのだけれども、正規の職員さんがいないのだと、会計年度の方なり補助員、パートさんの方で回しているのだというのは、これはずっと昔からそうだったのだと。どうしてこういう立てつけにそもそま

ったのでしょうかということをもっと伺ってもいいのでしょうか。どうして正職員誰もいないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁したいと思います。

当初からこういう勤務体制ということで運用しているようですが、勤務時間の関係もあり、こういう運用しているというふうに聞いています。

○14番（大物 翔君） 最後のほうの5番のほうにも関わってはくるのですが、あえて言うのが、せんだって別の議員と、少し視点は違いますが、やり取りされていましたよね。やっぱり根本的には人がいないのだと。それで、本当はやりたいこともままならぬのであるということ、これは子育て環境のみならず、物理的に人間が絶対必要な業態で起きてしまっている出来事なのです。考えようによってはなのなのですが、その業務を担うために人に人を雇うという発想から例えば午前中は役場庁舎内の別の仕事をされて、午後からそちらのほうへ向かってというような、そういう形のフルタイム化というのを場合によってはこれやったほうがいいのではないのか。そうでもないかと人が集まらないという根本的な部分かなと。保育所の場合は当然法律で決められていますから、資格を持った保育士さんをちゃんと正規で配置してやっていますけれども、就学前の子からすればある程度大きくなっているとはいえ、そういう部分はやっぱり考え直していく必要あるのではないのかなと思うのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

人材の確保については、さきの議員とのやり取りの中でも非常に主要な論点の一つであり、その問題によっていろいろな様々な問題が発生しているという旨は答弁させていただいております。もちろん正規職員ができれば非常にいいわけであ

りますが、いかんせん我々地方公務員ですので、地方公務員の試験を受けなければいけないというようなことがあります。よって、もちろん職を求める方が必ずしも試験を受けて入りたいということにはならず、そこでミスマッチも起こり得るということで、よりよい体制が組めるのであれば、もちろん人の確保も非常に重要ですから、担当としても常々どなたかいないかと、どういう人材の配置がいいのか非常に日々苦労しながら運営しているわけですが、そういう事情もあるということであり、逆に何か妙案があれば提案していただきたいというような思いです。

○14番（大物 翔君） その提案を込めての今回の質問なのですが、町長にとってこれはというものにならないかもしれないけれども、私なりに言わせてもらいます。

正職員を置いたほうがいいのではないかという話なのですが、一般的な考え方でいけばいわゆるパートさんというのは本来責任を負うべき立場ではないのです。責任は社員が負うものです。ところが、この放課後児童に限って言えば責任を負うべき処遇の立場の人間がいないことになっているのです、もちろん指導員というのはいるのだけれども。だから、結局そうすると子供のことで、あるいは保護者との間で何かが起きたと。そうしたら、当然現場の指導員さんなり補助員さんが対応しなければいけないわけです。でも、一方で役場本体のほうは本体のほうで何かあったら報告してくださいとは言うと。報告せよとは言っても、ではふだん現場に来るかといったら来ないのだよねと。これ現場の人が言ったのですけれども。だから、昔々はまだそれでもよかったのかもしれないのだけれども、やっぱりそうすると何でという話に働いている人からしてもなってしまうと思うのです。だから、責任ある立場の人間をちゃんと置くというのがそもそも大原則だろうと。法律がどうのという話ではなくて、原則そう

ではないの、本当はという視点があるもので、それを最初に取り上げた次第なのです。

そこで、続けて2番目のほうに入っていくのですが、すけれども、結局ミスマッチはいろいろな理由で起きると思うのですが、町のほうのホームページから募集のチラシ、今でもホームページに上がっていたので、見せてもらいました。私がこれを見た率直な感想は安過ぎる。責任に対して処遇が見合っていない。だけれども、一方でどうなのだと今伺ったら、町長のほうからうちの決まり、規則に従ってまして、そのほかの職種の方よりは優遇されていますと。そうしたら、一般事務の方、もっと悲惨な目に遭っているということではないですかと。それは今回の本件ではないのであれなのだけれども、だから何を言いたいかというと、結局うちの町は政策として子育てを応援するのだ、頑張るのだからやっている一方で、担うべき人間がこういう状況に置かれていると。だから、掛け声に見合った軸の据え方というのをやったりやるべきなのではないかと。私は思うのです。だから、その認識をお尋ねしているのですが、町長、さすがにこれは安過ぎると思います。いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

責任と報酬の話がございましたが、会計年度任用職員だから必ずしも責任がないというわけではないですし、それは職務を遂行する以上は仕事に対しては誰しもが責任持って取り組むべきものだというふうには思いますので、そこは正規職員であるから、会計年度だから責任ないのではないかというような議論ではないかというふうに思います。一方で、報酬に関しては実際具体的に言いますと、採用時には換算表に基づいているものであるのですが、資格がなしの補助員の場合は時給が1,127円で、支援員の場合は、有資格者ですけれども、1,175円というふうに設定されており、

これ採用時なので、どんどん上がっていくのですが、北海道の最低賃金が1,010円なので、それよりは高くなっているということでございます。いずれにせよ、先ほどの保育士の話もそうですけれども、支援員の話もそうですけれども、子育てに携わる方々の報酬が少ない問題はうちに限らず全国で言われているわけで、私としてはもちろん重要な仕事なので、それに見合う報酬は取ってしかるべきだというふうに思っているわけなので、引き続き、人が集まらない要因の一つは報酬の話もあるだろうし、職業が魅力的なものであるかどうか、これももちろん報酬もその中には一つの要因として含まれるわけですが、そういう支援員だとか子育てに関する方々が非常に魅力的な職業であるというような制度を国全体として整えていかなければ、少子高齢化の問題はなかなか解決することができないのではないかなというふうには思います。

○14番（大物 翔君） 3番と4番に関しては大体分かったので、今までの話を踏まえて5番のミスマッチにおける考察の話を聞いていきたいのですけれども、今日この間も少し話しましたが、現場で携わっている指導員なり補助員さんから聞こえてくる話としては、やっぱりこれ学校もそうなのですが、保護者との対応というのがすごく大変なのだと。保護者もいろいろな考え方の人がいますから、千差万別ですから。やっぱり現場の実際の、場所は学校の教室を貸してもらってやっていますけれども、いる人たちが陥っている状況と実際に役場のほうでそれを部署として統括している人たちとの間の連携がどうもうまくいっていないのではないのかなというふうにはたから見ていて感じてしまうのです。それこそ1週間に1回でもいいし、本当は1人責任者をちゃんと正職で置いておいてあげて、常に緊密にやれば最高なのだけれども、さすがにそれはという話もあったので、だったら報告だけ下さいではなく

て、最近何かお困り事ないですかというように頻繁に回れるようなやっぱり仕組みにしていってあげないと、現場が疲弊してしまうと思うのです。しかもこれ募集要件見ても、指導員であれば採用後に放課後児童支援員の認定研修受けてもらいますと。既に受けている人はいいのだけれどもと。この研修だってたしか調べたら24こま分取らなければならなくて。分割して取っていけば1か月、2か月かかってしまうわけなのです。それだけのことをして、やっと指導員になれるわけではないですか。だけれども、では頻繁にそうやってコミュニケーションが取り合っているのか、そういう部分もやっぱり改善していかなければいけない問題だと思うのです、人対人なので。その辺りもやっぱり、賃上げとか処遇の改善もそうなのだけれども、やっていってあげないと、いわゆる魅力的ではないという最終的な評価につながってしまうのではないのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

職場でのコミュニケーションは重要ですので、ご指摘のことはもちろんもっともな話だと思いますので、担当課のほうで引き続き現場との密なやり取りについては、今ももちろんやっていないということは全くないと思いますが、密なコミュニケーションするようにというふうに伝えておきます。

○14番（大物 翔君） それと、物のついでなのですが、先ほど町長が教えてくれた指導員さんや補助員さんの処遇について、恐らく今年の春で条件改正したのだと思うのですけれども、私の聞き間違いでなければちょっと古い条件での募集のチラシが上がりっ放しになっていたようなので、そこは私の聞き間違いだったらごめんなさいなのですが、もし直す箇所あるのだったら直されたほうがいいかもしれませんというのが一

つあります。

そして、魅力的な職業なり役割というふうにするということも大事だし、もっと深く高度に考えていくと保育所だったり、認定こども園だったり、あるいはこういう児童クラブだったりというところというのはやっぱり働く親からすればなくてはならない存在なのです。ここが安定的に稼働してくれているから、働く親は安心して仕事に出れるという状況なのです。ただ、いかんせん人がぎりぎりなものだから、今の条例だと原則としては例えば産休、育休中の家庭に関してはごめんねと。場合によっては対応するとはしていますけれども、原則的にはお断りをしていると聞いています。私この質問をつくるきっかけだったのが保護者の方というか、子供からの実は訴えだったのです、保護者というか。たまたまある日うちの子供と散歩していたら、知っている子供に会ったのです。その子たまたま小学校に上がった子だったのですけれども、どうだい、学校はと聞いたら、うつむいて友達がいなくていきなり言い出して、何があったのだと思ったら、たまたまそこに親御さんがいて、実は私今育休中なのだと。学校がぎっしりなものだから、受けられないのだといって断られてしまったのだと。それは致し方ないのだけれども、心配なのは自分たちがちっちゃい頃は全員が全員放課後児童を使わなければならない状況ではなかったのだけれども、今割と使うのが主になってしまったと。そうなったときに入れなかった子供たちだけがむしろ少数派になってしまっている。そうしたら、人間関係をつくっていく場でもある、生活の場でもあるという視点で考えたら、これまたやっぱりそこは何としてでも人を受け入れられる環境にしていくしかないだろうと。私が子供の頃なんかは、むしろ放課後児童使っている子はそんなにいなかったのです、三十何年前ですけど。ただ、時代の流れでそれがすっかり変わってしまったとすれば、無理してでも場合によ

っては指導員さんなり補助員さんの資格を取るための後押しをしてあげても確保しなければならないと。ここが幹としてしっかりしていくことで逆にほかの業態のいわゆる人不足というものも場合によっては解決していけるのではないのかなと。だから、そういう意味では、いろいろな意味での幹になってくる部門だと思うのです。だからここそこには一等力を入れるべきだと。そのために必要だったら、全くお金がないわけでもないと思うので、予算を投じてあげると。そこをメインにしてあげるというぐらいの気構えで実行していくというのが大事だと思うのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど来同様の質問が他の議員からも出ていますが、人手不足の話はもちろん解消したいと思っていますし、先ほども申し上げましたが、多様な働き方がある中でももちろんきちんとした子育て支援をして、親御さんのきちんとサポートをする、子供たちも不満なく受けられるというのが構築できれば、非常にすばらしい事業になるというふうに考えているわけです。一方で、先ほど来話しているとおり、これが幹と言いますけれども、やはりどの業態も非常に人手不足の中で、例えば飲食店であったらマッチングのアプリで時給制で来るということもありますが、ほかの都会とかだったらそういう支援員とかもいるわけでございますけれども、それは地方の実情に応じて適不適があるので、いろいろな考え方があるでしょうが、いずれにせよもちろんおっしゃっていることは私も理解しているし、考え方の方向性は同じなので、できる限り受入れ態勢を強化するよう引き続き担当としても、既に一生懸命頑張っていますけれども、今後もうどういう法則がいいのか引き続き取り組んでいくことになるというふうに思います。

○14番（大物 翔君） 分かりました。簡単に解

決できる問題ではないと思うのですけれども、どうかこの分野はお願いいたします。

では次に、ウィンドファームの話に移りたいと思います。今のところ入っている限りの情報では、どうやら河川に関する調査だとか動植物に関する調査、風向に関する調査などなどあるということでした。たまたま私総務関係の委員会担当なものですから、定期的に水道課のほうから水質関係の調査報告とかが来るのです。それで、よく、ちょうど設備設置想定区域のさらに内側、実際に設備を設置することが今のところ想定しているというエリアの中にうちの水道水源の保護区が入っていたものですから、どうなのだいというふうに話を聞いておったのです。そうしたら、どうやら去年までは割と水道課のほうにも連絡来ていたみたいなのです。商工観光課を通じてだと思うのですけれども、窓口は商工観光課なので。ただ、秋口以降それがぱったりと途絶えたそうなのです。あら、どうしたのだろうねといってふっと商工観光課の聞いてみたら、確かに水関係のはどうも去年までだったようなのだけれども、その後連絡来ていますよと言われて、では実際の調査というものはどうやら続いているのだなと。だから、調査をしまったというところまでは多分来ていると思うのだけれども、では実際どうだったかというもののまではまだ分析中ということなんでしょうか。多分何も来ていないのかなと思うのですけれども、調査した結果のぼんやりとした部分みたいなのは町に何か情報入ってきたりはしますか、今のところ。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

うちの水源に関しての具体的な調査の報告というのはないのですけれども、担当課からもらった資料によると、余市町水道水源保護条例第2条第3項に水源における対象施設の規定があり、具体的に列挙することになっているけれども、風力発電施設は対象とはなっていないと。このため、本町

の水道水源保護審議会に諮問する施設ではないけれども、逐次事業者より説明を受けているというような状況ではありますが、具体的な報告は今のところはないということでございます。

○14番（大物 翔君） 特にこういう大型の分野になると市町村は頭越しでやられてしまうことが多いものだから、私としてもどうなっていると聞かれても実は説明できなくて、結構困っていたりするのです。多分それは町もそうだと思うのですけれども、今のところ出てきている中でやっぱり、一昨年町長も地元の自治体として意見求められて、お返しはしていて、相当きつめの条件を出したのだと昨年の3月の一般質問をしたときも答えていましたし、ずっとそのときのやり取りだとか議事録振り返っていても単に反対するだけがやり方ではないでしょうと。これは含みがあるなど。実際に上がってくる書類とか見たら、これは相当きついこと言っているなど。解釈の仕方にもよるけれども、地産地消できないのならやめてくれと暗に言っているような状態だなども私は受け取れたのだけれども、ただいずれにしてもあるのは、ちょっと今から言うことは多分次の準備書までいってしまったときになるのかなと思うのだけれども、今からこの部分について追加で調査をしたほうがいいのかという進言なり申達がもしできるならやったほうがいいのかないのかなというふうに今思っているのが、再生可能エネルギーの風車に関する国有林解除の部分では対象になっていないはずなのだけれども、地盤地質調査というものがすごく重要だなどこの間ずっと自分なりに調べて思ったのです。というのも、今の豊丘の予定地もそうなのだけれども、積丹半島全域というのが火山軟層なものでして、比較的にもろい地盤なのです。白岩の漁港のあそこの崖筋見てもらったら分かんと思うのですけれども、スポンジケーキ状になった地層があって、上を見上げたらばらばら、ばらばら崩れてくると。今から約30年前には、豊

浜トンネルの崩落事故も我々経験しているのです。やっぱり非常に予測の難しい、時間がたつともろくなってしまう性質の地層がここから一帯に広がっていると推定されるのです。ただ、これを調べたというデータが1981年の地割れマップぐらいしか出てこないのです、私も探してみたのだけれども。とすれば、かといってでは実際に物造りましたとなったときに作業用道路から何か土砂崩れ起こしても今の法律だと関係ありませんというふうになってしまうのです。山が壊れようが何しようが対象外なのですといって起きるものだから、自然破壊リスクというのが非常に高いと私踏んでいるのです。だから、私は造ってほしくないという立場なのだけれども、やりたいのだというのならそこまでがっちり調べ上げた上で情報を公開して、地域の皆さんにどうですかというふうに問うのが私は筋だと思うのです。だから、地元の安全を考える上でもそれはぜひやるべきだというふうに町のほうからも事業者のほうに言っていく必要があるのではないのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

これに関しては、私は別に推進でも反対でもなく、ニュートラル、静観して条件を突きつけているというような立場です。それに関して、意見書は公開されているので、ご覧になられていると思いますけれども、地域住民の生活環境ですとか景観、眺望とか森林の伐採ですとか水道の影響ですとかについては結構厳しめに書いていますよね。それが書かれているので、大体カバーされていると思いますけれども、さすがに重いものを仮に造る場合はボーリングとかせずに造るということはないと思いますので、その点はこれだけ書いておけばカバーはされているかと思いますが、いずれにせよ何らかの意見が出せる機会が今後も出てくるかと思いますが、既に強めに出していますが、

町として言うべきことは引き続き言っていくということでございます。

○14番（大物 翔君） ついでに申し上げておくと、中には誠実な事業者も全国にいるみたいなのですけれども、ただそうなるといういろいろ費用もかかってくるものですから、できることなら最低限度でとどめたいという事業者もかなりいらっしゃるようでして、先ほどの作業道路の話とかでいいますと、この事業者がという話ではないのですけれども、結構本州のほうだと今物を建てるために作業道路を造っている端から道路が崩れていくと。土留めを造ったりなんなりするのだけれども、結局最低限しか直さないでほったらかしと。山が崩れようが、木がなくなろうが関係ないと、そういう不誠実な業者が非常に多いものだから、余計に不信になってしまうと。やっぱり懸念抱いている地域の方というのは自分で調べるのです、いろいろな形で。そうしたら、やっぱりそういうよくない話もたくさん目にして、これはと、当たり前だけれども、そうなるのです。私もそれ見て何だこれはと思っていますし、2問目の中で近隣の方を対象にした説明会、どうやら夏頃にやるようだという話なのですけれども、それが近くなってからでもいいのだけれども、これ本当は近隣の方ではなくて、町中の説明会に段階上げさせて、地域の方に物考えていただく。情報知らせていくというふうにしてくださいというふうに町のほうから要請をしたほうがいいのではないのでしょうか。麓に住んでいる一部の地域の人だけ分かっていますではこれ多分済まない問題になってくると思うのです。どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 先ほども答弁しましたが、全体に対する説明会は義務づけられているから、やるということにはなるとは思います。地域、仕切りがうちではなくて、事業者なので、どこまで反映されるか分かりませんが、議会でこういう質問があったのはもちろん事業者にもちゃん

と共有されることだと思いますので、その点は大物議員の質問は全部伝わるのではないかなというふうに思います。

○14番（大物 翔君） 住民全体の説明会、当然法律で義務づけられているから、どこかではやらなければいけないと思うのです。ただ、それが今年の夏になるものなのか、準備書が出来上がってからやるものなのかと。私は、準備書を待たなくたってやってあげなさいと。結局私は反対の立場なのだけれども、それでもあえてこういうものを進めるに当たっては絶対必要なポイントというのは、地域が分かったよと言わなければやるべきではないという立場なのです、どんなにいいことだったとしても。私はこれはやめてくれという立場で今話をするのだけれども、だから自分で自分の信用をなくすようなことばかりやっていて、でもやるのです、法律上はこれですから、時間来ましたから説明会打ち切りますというようなことをこれまでやってきているのです。事前に紙で出さなければ質問受けませんとやってみたり、いやいや、たくさん質問出たら答え切れませんからと、そうやって住民に言っているのです、説明会で、この事業者。違うだろうと。3日でも4日でも5日でも地域の人から疑問がなくなるまで何日泊まり込んでいても、何回場所取り直してでも説明するのが筋だろうって。それをせずして、法律で決まっていますからとやるのは、あまりにも無理筋ではないかと私は思うのです。だから、何とかこれは反映させてほしいのだという話を今町長にしたのです。

そして、それも含まれていって、最後3番目なのですけれども、そうやって信用が醸成されない中で物が進んでいくと、では結局地域貢献は何なのだという話になっていく。別に町長がこれをしてくれ、あれをしてくれと言っているわけではないのは分かっています。ただ、私はもちろん建築、土木の専門家でもエネルギーの専門家でもないけ

れども、これひょっとすると地域にとってよい影響はほぼないのではないのかなと。例えば国有林ですから、税法上の資産価値はないはずなのです。すると、では固定資産税が町に入ってきますからと事業者は言うかもしれない。それも貢献だといえそうかもしれないけれども、ただ恐らくそういう雑種地の中の、しかも設備建っている場所の分しか恐らく解除にならないはずなので、そうするとほぼ金銭的なメリットは多分ないだろうと。こういう大型の工事をしていこうと思ったら、恐らく地元、近隣の業者さんだけでは賄い切れないだろうと。現にあっちの苦前だとか稚内のほうで造っている、別の会社です、事業者も地元貢献しますからと言っておきながら機材から何から全部本州から持ってきていると。だから、地元のリース会社には何も恩恵がなかったよという話も聞くし、だから地域貢献をしろというふうに言っているけれども、恐らくそうはならぬだろうと。幾らニュートラルな立場で今判断しなければいけなくて、見ていらっしゃるけれども、さあ、最後に準備書を出してくるときに町にとって本当に地域貢献これしているねと言えるようなものを私は出してこれないと思うのです。臆測で物言うわけにはいけないと思うのですけれども。だから、そういうよく分からないものには手をかけさせないという考え方で、私はこの場で国有林の解除、保安林の解除なんか認めませんというふうに本当は明言してもらいたいのです。さすがにそうはいかないと思うのですけれども。一方で、我々再生可能エネルギービジョンというのを持って、午前中の補正予算の中でもそれについての違う分野の調査費出してきて、進めようとしていると。だから、地域にとって必要なもの、必要ではないものというものをある程度明確にしていってあげる、それを表明していくことも求められてくるのではないかなと思うのです。その辺りはどのように思っているのか最後に伺って、終わりたいと思いま

す。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

一般的に概して言いますと、電力はなくてはならないものです。これから少子高齢化も進んでいきますし、人手不足も今大きな論点になっているわけです。例えば仮に無人運転だとか事務の作業をＡＩとかに任せる場合、ＡＩ、１回回るだけでＰＣよりも電力量使うわけです。こういう意味で電力は不可避であって、電力をどこから入手するのかというのは真剣に考えなければならない問題です。一方で、風力を取り巻く状況を見ると、私は割と懐疑的に見ていまして、資材高もありますし、ヨーロッパで先行していますけれども、ヨーロッパは常に偏西風が吹いているから、風力は合いますけれども、別に日本は常に偏西風が吹いているわけではないのでということもあって、どうなるかどうかは分からないでしょうというのが私の見解なわけです。それを踏まえた上で、この回答書、ご覧になっていると思いますけれども、私から書いたのはこの地域に電力供給体制を構築するということふうに書いているわけです。これがどうせ電気使うから、地元の電気は地元でつくる体制を構築してくださいというふうに厳しめに言っているし、あとは固定資産税に関して言うと、17年の累計で9億7,000万円ぐらい固定資産税入っていくというような計算は出ているわけです。いずれにせよ、これ進むか進まないか分からないので、明言はできませんけれども、なかなか厳しい状況にあるのではないというのが外形的な状況から推測、仮定の話はできないけれども、そういうような状況ではないのかなと思いますが、余市町としては回答書でも書いたとおり、いずれにせよ電気は必要だから、その電気はどこから持ってくるのかをきちんと議論しなければいけないよねというような立場ではあります。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わり

ました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明24日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 3時09分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 1 2 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1 1 番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 1 3 番 ジャストミートあたる

余市町議会議員 1 4 番 大 物 翔